

個人に重税、共通番号監視の アベノリスクでいいのか

伝 統的な政府の経済政策では、金融政策、財政政策、租税政策が柱だ。ところが、デフレ脱却を掲げるアベノミクスでは、金融政策、財政政策、そして成長戦略が3本の柱。つまり、アベノミクスでは、「租税政策」に代え「成長戦略」を一つの柱（矢）に据えた。言い換えると、租税政策を矢の一つに据えるのを止めた。これは、景気対策の租税政策という「家計への減税」を検討せざるをえなくなるからだ。「家計に増税、企業に減税」を貫くには、租税政策ではなく、「税制改正」で臨むのがベターとの読みがある。

アベノミクスは、財務省が引いた「個人に重税」路線をひた走り。2013年から37年まで25年もの間、通常の所得税額に2.1%上乘せされる「復興特別所得増税」に加え、消費税は、2014年4月から8%に、15年の10月から10%に引上げの方向。最高税率も、所得税では40%から45%に、相続税では50%から55%に引上げ。また、16年に実施される危ない共通番号/国民背番号での監視や国際的税逃れ防止など、徴税強化による財源確保策も目白押しだ。まさに「アベノリスク」。

一方、法人企業には、「復興特別法人税」は、法人税の実効税率をいったん5%引き下げた上で、13年4月1日以後に開始する事業年

度から3年間に限り、法人税額に10%上乘せして課税するだけ。実効税率引下げや投資減税を実施するという。だが、法人税を下げても、消費税を上げれば、デフレ脱却や景気への影響は必至。財政再建が遠く結果にも。日銀統計によると、13年3月末の民間法人企業（金融を除く）の内部留保額は過去最高の225兆円にも上る。アベノミクスでは、投資減税で内部留保を投資に向かわせるという。だが、法人税収を犠牲にするのではなく、むしろ内部留保への適切な課税をすることで投資を促すべきだ。

近年、海外に資産を保有する人や金融口座を開く人が増加している。こうした資産の海外逃避を、「キャピタルフライト（capital flight）」と呼ぶ。わが国のキャピタルフライトは、近年、富裕層のみならず、庶民にも拡大している。税務当局も、「国外財産調書制度」の導入、国外資産への税務調査実施など対策強化に必死だ。だが、血税のばら撒きは止まらず、徹底した歳出削減も社会保障の将来も視界不良。かたや、増税一辺倒で、「庶民増税」に加え、「富裕層増税」もターゲット。こうした税金を納める人を大事にしない政権運営に嫌気がさせば、キャピタルフライトにストップをかけるのは至難だ。憲法は、「何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。」と規定する。富裕層がこの国を離れ、生活者だけでこの国の活力を維持するのも至難だ。富裕層も生活者も繁栄できる活気のある「安い税金の国」づくりが求められる。

- ・ 巻頭言～共通番号監視のアベノリスクでいいのか
- ・ 対論：成りすまし犯罪に苦悩する米税務行政当局
- ・ 米議会下院「成りすましと不正申告」
- ・ 「メディケア成りすまし犯罪防止法案」提出
- ・ 対論：ビッグデータと個人情報保護の課題
- ・ 「死者の番号悪用成りすまし犯罪防止法案」提出

共通番号を悪用した成りすまし 犯罪に苦悩する米税務行政当局

— 米連邦議会小委員会公聴会証言を読み込む —

対論

石村 耕治 (PIJ代表)

平野 信吾 (PIJ常任運営委員)

今号 (CNN75号) では、アメリカ連邦議会下院歳入委員会社会保障小委員会と監視小委員会合同 (以下「合同小委員会」ともいう。) 公聴会 (2012年5月8日) での「共通番号 (SSN) を悪用した税関連なりすまし犯罪の悪化状況への対応に苦悩する」税務行政と社会保障行政担当幹部の証言を、石村耕治代表 (PIJ共通番号導入反対プロジェクトチーフ) に抄訳 (仮訳) していただいた (10頁以降)。

この連邦議会下院合同小委員会証言から、わが国でも共通番号 (マイナンバー) の将来が透けて見えてくるのではないだろうか? まともな審議もせずに野放図に共通番号法案を通してしまったわが国の国会の無責任さを追求する意味でも、この公聴会証言を石村代表と平野常任運営委員に読み込んでいただいた。

(CNNニューズ編集局)

(平野) 石村代表、今 (CNN75) 号では、アメリカ連邦議会下院合同小委員会公聴会 (2012年5月8日) での「共通番号 (SSN) を悪用した税関連なりすまし犯罪の悪化状況への対応に苦悩する」税務行政と社会保障行政担当幹部の証言を、抄訳 (仮訳) して下さり、ありがとうございました。わが国では、共通番号が行政や国民にどのような悪影響を及ぼすのか、成りすまし犯罪はどれくらい深刻になるのかなどについてまったく議論のないまま、共通番号法案を通過させてしまいました。今回のアメリカ連邦議会下院合同小委員会公聴会の証言の邦訳による紹介は、大きな意味を持つと思います。

(石村) 共通番号は、民間利用へ拡大する前の、官での利用でも、いったん使い方を誤れば、まさに「凶器」と化します。今回の合同小委員会公聴会の証言は、私たち日本人が、共通番号を税・社会保障分野に限って適用したとしても、どのような状態になるのかを知るチャンスになるのではないかと思います。こんな危ない番号を導入しなくとも、分野別の番号を紐付けして使えば安心、安全なのですが……。国会は思考を停止し、過ちを犯してしまいました。

(平野) 負けるのが分かっているにもかかわらず戦争に突き進む国柄ですから、この問題では、朝日新聞などま

でもが思考停止、翼賛マスコミ化してしまって、罪深いですよね。そして、結局、このつけは、近い将来、私たち市民、納税者が負わされることになるわけです。

(石村) できるだけ頻繁にパスワード (番号) を変えて、成りすまし犯罪対策をしなければならない時代です。ところが、国民に同じ番号 (パスワード) を一生涯、官民でできるだけ幅広く使えというのですから……。本末転倒です。

(平野) アメリカのように、わが国も近い将来、成りすまし犯罪者天国になることが危惧されますね。

(石村) 要するに、共通番号は、現実空間のみならずネット空間でも、成りすまし犯罪予備軍がウヨウヨしている時代には合わないわけです。まさに、時代遅れの監視ツールです。

◆ アメリカで税金関連の成りすまし犯罪が急増する背景

(平野) 連邦議会下院合同小委員会公聴会での証言を読みますと、税金関連の成りすまし犯罪が急増し、行政は、本当に対応に苦慮しているようすが。

まさに、共通番号は犯罪対策コストが高くつき、血税を浪費するツールですね。

(石村) 行政は、本務よりも、共通番号／社会保障番号 (SSN) を悪用した成りすまし犯罪対策に多くの時間や人員を割き、本末転倒の状態です。

(平野) 私も税理士として税務に関係していますが、アメリカの成りすまし還付申告の深刻さは、ちょっと想像を絶する感じです。共通番号導入に賛成したわが国の税理士会などは、こんなに劣悪な状況になっているとは知らないでしょう。こうなってしまった根本の原因は何なのでしょう？

(石村) 一つは、共通番号／社会保障番号 (SSN) です。もう一つは、確定申告で負の所得税を給付する各種の給付 (還付) つき税額控除です。

(平野) 東京財団 (笹川財団) に関係している森信中大教授とか酒井国土館教授とか役所出身の学者は、あたかも「共通番号と給付つき税額控除で社会保障と税の一体改革はすぐにでも実現できる、ように吹聴しているように思うのですが？

(石村) 私には、この連中が「共通番号と給付つき税額控除」に対して、どんなイメージを持っているのかわかりませんが。

(平野) 連邦議会下院合同小委員会公聴会証言を読めば、こうした制度の「負の側面」が一目瞭然ですよね。

(石村) 共通番号／社会保障番号 (SSN) と給付つき税額控除で、まさに、アメリカ社会は「成

りすまし犯罪者天国」状態です。

(平野) アメリカの課税庁 (IRS／内国歳入庁)、それに社会保障庁 (SSA) は、「共通番号を悪用した成りすましによる税の不正還付申告」対策で四苦八苦していますよね。



内国歳入庁 (IRS) と社会保障庁 (SSA) の印章

(石村) こうした常況を知らない、知っていても口を紡ぐ、「負の側面」は一切語らない、その上、時の政権へつらう。こうした人たちがこの国をおかしくしてしまうわけです。まあ、自民党、それに財務省、そのエージェントの政府税調会の中里会長などは、給付 (還付) つき税額控除導入には極めて消極的ですから・・・。政権も入れ替わったのですし、森信氏とかも給付 (還付) つき税額控除導入とかはもう余り言わなくなるのではないのでしょうか？

(平野) 「給付 (還付) つき税額控除導入ブームは終わった」ということでしょうか？ともかく、こうした人たちはよ〜く空気を読んでいますからね。

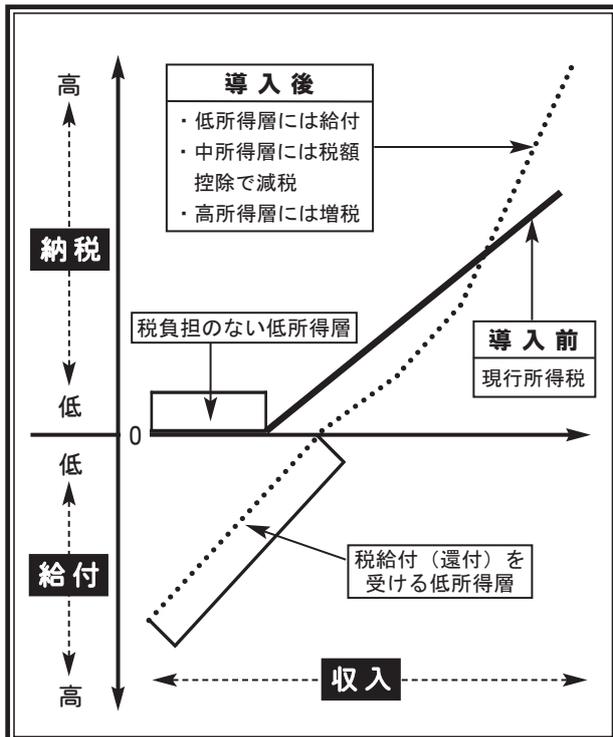
(石村) 学者は、役所の側に立って行動するのは容易ですから、ふつうの市民の側に立って行動するのは大変ですし、おこぼれももらえない・・・ (笑い)。

(平野) しかし、学者には、「武士は食わねど高楊枝^{たかようじ}」といった「気概」をもって欲しいですよ。それこそ、役所と一緒に国民に「危害」を及ぼす存在になって欲しくはないですよ。

◆ 給付 (還付) つき税額控除はわが国には似合わない？

(石村) 話を戻しますが、アメリカにおいて税金関係でこれだけ成りすまし申告が多発しているのは、「働いても貧しい人たち (the working poor)」が還付申告すればカネを手にできるという給付 (還付) つき税額控除があるのも一因です。ひとくちに「給付つき税額控除」といっても、勤労所得税税額控除 (EITC=Earned Income Tax Credit)

給付 (還付) つき税額控除のイメージ



扶養子女税額控除 (Child Tax Credit) のように、いろいろな種類があります。そのうち、低所得者に最も広く適用するのは、勤労所得税税額控除 (EITC) です。

(平野) わが国の現行制度のもとでは、少しでも働けば生活保護が打ち切られてしまいますから、逆にアメリカでは、働いても貧しい場合には、所得税の還付申告をすれば、基準額に達しない金額を税還付のかたちで給付してくれるわけですから、理論的には整合性がありますよね。それに、少しでも働けば、給付があるわけですから・・・。

(石村) ところが、まさに、理論と現実が違うわけです。他人に成りすましてでも、税額還付 (給付) を受けようとする悪い連中もワンサいるわけです。そうした悪い連中が、民間でも利用されている共通番号/社会保障番号 (SSN) とかを、勤め先の給与ファイルなどからかすめ取ったり、闇サイトや社会保障庁 (SSA) が発行している死亡者マスターファイル (DMF=Death Master File) などから収集して、それらを悪用して税金還付を求めて虚偽申告をしてくるわけです。ついでに話しておきますが、給付 (還付) つき税額控除を導入しても、本当に働けない人たち向けには、フード・スタンプ (食糧クーポン) とかの生活保護支給が必要ですし、実際に現物支給や最低生活保障費の支給が行われています。ですから、給付 (還付) つき税額控除を導入すれば、制度が簡素になるというのはウソです。

(平野) この辺は、わが国の現状からは、想像つかないのですが。見方を変えると、わが国では、共通番号と給付 (還付) つき税額控除、がないので、おおむね安心、安全に納税申告がうまく行っているということなのでしょうかね？

(石村) そうともいえます。結局、税と社会保障を一体化するとは言っても、いまスッキリしている制度を、逆に混然とさせてしまいます。

(平野) ということは、石村代表は、セーフティネットとして、「税」と「社会保障」は切り離しておいた方が、安心、安全という意見なのでしょうかね？

◆ 申告インフラ整備が先！

(石村) とにかく、アメリカは、3億1千万人の人口 (2011年統計) を擁します。それに、全員確定申告が原則で、毎年1億人を超える人たちが税務署 (内国歳入庁/IRS) に確定申告をし

てくるわけです。2012年度ベース (アメリカの会計年度は10月1日から翌年の9月30日) でみても、勤労所得税税額控除 (EITC) の還付申告が2,700万人を超えるわけです。

(平野) 仮にわが国で勤労所得税税額控除 (EITC) を導入するとすれば、新たに500万前後の「働いても貧しい人たち (ワーキングプア)」の還付申告が税務署へ押し寄せると見積もられていますね。

(石村) アメリカでは、市民ボランティアによるさまざまな税務申告支援プログラムがしっかりと根付いています。しかし、わが国では、税理士会の税務支援や税理士会が嫌う (?) 臨税 [臨時の税務書類作成/税理士法50条] 程度の税務支援しかないわけです。はっきり言って、給付 (還付) つき税額控除、正確に言えば勤労所得税税額控除 (EITC) の導入は、わが国の現状では実施不可能といえます。逆に、申告支援インフラを整備しないままこうした制度を導入すると、多くの給付の受けられない人々を生む結果にもつながりかねません。

(平野) 要するに、給付 (還付) つき税額控除を考えるのも一案だが、申告支援インフラの整備が先だ、ということですね。

(石村) 仰せのとおりです。それに、給付 (還付) つき税額控除を導入するというのなら、源泉徴収制度と年末調整制度で給与所得者を税務署へ近づけないようにしている現在の政策を抜本的に転換する必要があります。つまり、全員確定申告を前提とし、貧しい人たちがワンサカ税務署へ押し掛けるのが当然、という政策へ転換する必要があります。こうした思考ができないのに、「給付 (還付) つき税額控除が世の中を変える」の一点張りで、この制度を移入しようとした民主党政権は稚拙でした。まさに、木を見て森を見ない、連中です。

◆ そして、共通番号導入だけが残った

(平野) それで、「給付 (還付) つき税額控除には共通番号 (マイナンバー) は必須アイテム」といったプロパガンダを使いましたね。全国に共通番号導入キャラバン隊を派遣したり、今思うと、何だったのですかね？

(石村) 古川元久議員のような財務省出身者が、財務省の使い走りをしたわけです。峰崎氏のような労組出身者も、財務省の片棒を担いで一緒に共

通番号導入で全国を行脚していましたね。学者の三木義一君も、彼らの片棒をかついでまわったわけです。本来三木君は恩師の北野弘久先生がほめるほどの逸材だったのですが、時流におぼれてしまったのかも知れません。本当に残念です。いずれにしても、その結果はどうなったのでしょうか？

（平野）給付（還付）つき税額控除などどこかへ吹っ飛んでしまい、「共通番号」導入、それに「消費税増税」だけが残りましたね。他は、セミの抜け殻同然ですね。

（石村）税金を懸命に払う人たちを監視し苦しめる、税金を喰う、財務官僚の思い通りのシナリオですすんでしまっているわけです。民主党が壊滅的にあるのも一理ありますね。

◆ やはり共通番号は要らない！

（平野）給付（還付）つき税額控除導入が頓挫しましたので、共通番号を導入しても、アメリカのような不正な税金還付をねらいとした成りすまし犯罪は起きないとみていいのでしょうか。

（石村）当面、共通番号が稼動しても、官のセクターでの成りすまし犯罪が急激に増えるということはないでしょう。

（平野）ということは、共通番号法は通ったけども、税額控除導入が頓挫したので、共通番号を「税」と「社会保障」の分野に封じ込めて利用すれば、アメリカのような成りすまし犯罪者天国社会になることは避けられる、ということでしょうか？

（石村）共通番号の利用を「税」と「社会保障」の分野に封じ込めて限定利用するとしても、雇用とか、医療とか、介護とかを通じて、共通番号は民間へ垂れ流しになります。やはり、芋づる式に個人情報を手に入れることのできる共通番号は、犯罪者にとっては、あらゆる成りすまし犯罪に悪用できる犯罪ツールであることは変わりないと思います。

（平野）共通番号は他人に悪用されても、生涯変更できないのが原則ですから、この番号が民間セクターにまで適用拡大され、悪用されたらどうなるのでしょうか？

（石村）成りすまし犯罪者天国になるでしょう。今回の米議会合同小委員会の証言は、「官セクターでの共通番号／社会保障番号（SSN）を悪用した成りすまし犯罪者が闊歩する実態報告、です。アメリカではSSNを民間に自由に利用させ

ていますから、民間セクターでの「官セクターでの共通番号／社会保障番号（SSN）を悪用した成りすまし犯罪者が闊歩する実態、は、もっとすさまじい状況です。

（平野）民間での共通番号／社会保障番号（SSN）悪用のすさまじい実態（議会公聴会での証言）は、CNNニュース72号に紹介されていますね。

（石村）ですから、何度も言いますが、現実空間取引に加え、ネット取引が拡大し、成りすまし犯罪対策、フィッシング対策などからパスワードを頻繁に変えるように求められる時代に、官民に幅広く一生涯同じ番号（パスワード／共通番号）を使わせる政策は、この時代にはまったく合わないわけです。あまりにも無謀、危険です。早急に、共通番号の稼働を止めて、複数の限定番号を紐付けして使う仕組みに切り替え、国民／納税者の安心、安全を護るべきです。

◆ 「第三者委員会があるから大丈夫」は「戯言」

（平野）わが政府は、共通番号を導入しても、第三者委員会（特定個人情報保護委員会）があるから大丈夫だと言うのですが？

（石村）「たわごと（戯言）」です。国民のことなど何にも考えていないんですよ。共通番号／社会保障番号（SSN）を導入して、成りすまし犯罪で病んでいるアメリカ社会をみたら、共通番号は「犯罪ツール」になるのは必至、「時代遅れの代物、だとすぐ分かるはずですよ。

（平野）連邦議会下院合同小委員会公聴会の証言を読んだら、「対岸の火事」とは思えないですよ。

（石村）共通番号でアメリカのような成りすまし犯罪者が闊歩する状況になったら、「想定外、では済まされないわけです。共通番号で成りすまし犯罪者があちらこちらで闊歩するようになったときに、数人の委員と事務局員からなる「第三者委員会（特定個人情報保護委員会）」で対処できる問題ではないのです。連邦議会公聴会の証言は、それを教えてくれています。

◆ 申告書作成業者が成りすまし還付申告に加担するわけは？

（平野）連邦議会下院合同小委員会公聴会の証言を読んでいますと、「納税申告書作成業者（TRP＝Tax Return Preparer）」が成りすまし還付申告に加

担するケースが紹介されています。この「納税申告書作成業者（TRP）」とは、どういう業者、職業なのですか？

（石村）アメリカでは久しく、民間の税務申告サービス面で、税務専門職による「税務書類の作成」および「税務相談」業務については、いわゆる「名称独占」の政策を維持してきました。言い換えますと、「税務書類の作成」および作成した税務書類に関する「税務相談」業務については、無償か有償かを問わず、専門職の名称を用いなければ、誰でも行えることとされてきたわけです。

「納税申告書作成業者（TRP）」とは、こうした有償で他人の申告書を作成する業者を指します。

（平野）ということは、TRPは、税の非専門職なわけですね。

（石村）現在はそうです。

（平野）`現在、`ということは、変わるということですか。

（石村）そうです。悪質な申告書作成業者（TRP）が、給付（還付）つき税額控除の成りすまし申告を自らが行う、あるいは他人の虚偽申告を支援することで、公金（税金）を横領することが問題になっていたわけですが、最近、連邦個人所得税申告書作成業務への政府規制が強化されたわけです。そして、2011年6月3日に、新たに、登録納税申告書作成士（RTRP=Registered Tax Return Preparer）という「士業（tax profession）」が創設されたわけです。

（平野）そういうことだったわけですね。わかりました。

【コメント】

米の納税申告書作成業者とは

アメリカにおいては、連邦個人所得税（以下「所得税」ともいう。）の納税申告書作成サービスは、無償のものから有償のものまで多岐にわたります。とりわけ、大量の納税者が期限内に（通例、12月末で年度を終了させ、それに続く翌年4月15日までに）確定申告・還付申告を終えるのには、民間の納税申告書作成サービスはなくてはならない存在です。アメリカでは、こうした業務は久しく、公認の税務専門職（tax practitioners）ではない納税申告書作成業者（TRP=tax return preparers）によっても、有償で幅広く提供されてきました。

アメリカの民間税務サービス提供事業者の種類とおよその数（2012年度前まで）は、次のとおりです。

● アメリカの民間税務サービス提供事業者の種類と数（2012年度前まで）

◎ 税務専門職	人数
・ 弁護士 (Attorneys)	約120万人
・ 公認会計士 (CPA=Certified Public Accountant)	約65万人
・ 登録年金数理士 (Enrolled Actuary)	1千人程度
・ 登録税務士 (EA=Enrolled Agent)	約4万7千人
・ 登録退職計画士 (ERPA=Enrolled Retirement Plan Agent)	1千人程度
◎ 非税務専門職	人数
・ 納税申告書作成業者 (TRP=tax return preparers)	約120万人

最近、民間の有償の納税申告書作成サービスにかかる質の向上をねらいに、連邦個人所得税申告書作成業務への政府規制が強化されました。2011年6月3日に、新たに、「登録納税申告書作成士（RTRP=Registered Tax Return Preparer）」制度が創設されました。資格試験制度が整備され、2014年1月1日からは、生涯一回のRTRP試験と適格審査に合格しない者は、弁護士や公認会計士（CPA）などを含め（ただし、弁護士やCPAはRTRP試験を免除されます。）他人の連邦個人所得税申告書を有償で作成することができなくなりました。また、登録納税申告書作成士（RTRP）になった者には、年次の登録更新と研修が義務付けられました。つまり、新たな税務に関する「士業」、専門職をつくり、登録更新や研修を義務づけることにより、民間の有償の納税申告書作成サービスに対する品質管理（QC）の徹底をはかったわけです。これにより、アメリカでは、民間の有償の納税申告書作成サービスについては、いわゆる「有償独占」の方向へ大きく舵を切ることになったわけです。〔詳しくは、石村耕治「アメリカの登録納税申告書作成士（RTRP）～TRP交渉時代にアメリカで新たに誕生した税務専門職」月刊税務事例（2013年9月号、10月号）参照〕

(CNNニューズ編集部)

◆ 米は、政治主導で、共通番号（SSN）利用制限の方向

（平野）それから、連邦議会下院合同小委員会公

聴会の証言を読んでいますと、行政は、社会保障庁（SSA）も、内国歳入庁（IRS）も、一貫して共通番号／社会保障番号（SSN）を存続させようと必死のように見えますが。

(石村) しかし、一足先に、国防総省(DOD=Department of Defense)は、長い間、個人番号として使ってきた共通番号(SSN/社会保障番号)の利用を止めて、新たな11ケタの「国防総省本人確認番号(DOD ID number)」を使うことにしました。

(平野) それから、今回紹介された連邦議会下院合同小委員会公聴会の証言(2012年8月5日)からも分かりますが、2011年1月から、連邦課税庁(IRS=Internal Revenue Service/内国歳入庁)も、成りすまし不正申告の被害を受けた個人納税者向けに課税限定番号である「身元保護個人納税者番号(IP PIN=Identity Protection Personal Identification Number)」の発行を開始しましたね。

(石村) 現実的な対応ということでしょうけど。

(平野) 共通番号/社会保障番号(SSN)をどうするかは、まさに「政治」の問題なのでしょうね。各行政機関が勝手にSSNを廃止するとか、存続させるとかは、決めることはできないということでしょうか。

(石村) わが国のような政治が行政追従ではなく、アメリカは政治主導が一貫している国です。政治が決断しない限り、各省庁はSSNを断固死守するという証言をせざるを得ないということでしょう。

(平野) CNNニュース73号では、連邦議会下院歳入委員会公聴会での証言が紹介されていましたが。そこでは、アメリカの「メディケア(Medicare)」という名の高齢者向けの公的医療保険制度で使われているメディケア(高齢者医療)カードの健康保険請求番号(HICN=Health Insurance Claim Number)に共通番号/社会保障番(SSN)が使われており、このHICN/SSNが成りすまし犯罪のツールと化し、多くのお年寄りが成りすまし犯罪に巻き込まれ、深刻な社会問題となっており、新規の限定番号への移行が議論されていましたが・・・。

(石村) ここでも、こうした問題は政治が決める、行政が勝手に決めてはいけないということで、立法化に向けて公聴会が開かれているのだと思います。

【コメント】

《連邦財務省租税行政監察総監(TIGTA)と全国納税者権利擁護官(NTA)とはどう違う?》

今回のアメリカ連邦議会下院合同小委員会公聴会には、連邦財務省租税行政監察総監(TIGTA)と全国納税者権利擁護官(NTA)が出席して、他人の共通番号/社会保障番号(SSN)を悪用したIRSの成りすまし還付申告対策について、証言をしています。双方の組織には職責上、どのような違いがあるのでしょうか?

連邦財務省租税行政監察総監(TIGTA=Treasury Inspector General for Tax Administration)は、1999年に、内国歳入庁再生・改革法(RRA=Internal Revenue Service Restructuring and Reform Act of 1998)に基づいて設けられた職位です。財務長官の所管のもと、租税行政監察総監(TIGTA)は、監察(audit)と捜査(investigation)権限を行使し、次の観点から、IRSの税務行政業務を監視(oversight)する職責を担っています。①連邦税制の執行における経済性、効率性、有効性を推進すること、②IRSプログラムやその実施面での不正、濫用、欠陥を発見すること、③職員に賄賂を贈るあるいは職員を脅迫しようとする外部者の企てに対応してIRSを保護すること、④IRSやTIGTAのプログラムやその実施に関する現行法または法案や現行規則

または規則案のレビューをしたり、勧告をすること、⑤IRSプログラムやその実施面での不正、濫用、欠陥を防止すること、⑥問題および問題の解決状況を財務長官や議会に報告すること。

一方、納税者権利擁護官サービス(TAS=Taxpayer Advocate Service)は、内国歳入庁(IRS)の内部にあって独立して納税者からのIRS現場職員の事務処理の遅延や官僚的な対応などに不満を持った納税者からの苦情申立ての処理を中心に、納税者の権利擁護を専門に担当する組織です。いわゆる「納税者オンブズマン」です。連邦納税者は、IRS職員の事務処理の遅延や納税者への対応などで苦情がある場合(ただし、正式な争訟手続に付されている事項などは除きます。)、TASに対して無償で申立てができます。TASは、全国納税者権利擁護官(NTA=National Taxpayer Advocate)に率いられています。NTA(TAS)は納税者から苦情申立てがあり、当該納税者がIRS(およびIRSが外注契約した民間債権徴収業者なども含みます。)の不当/不合理が業務執行により困難に陥っていると思う場合には、当該IRSの部署に対し問題点指摘をし、解決を急ぐように促す「納税者救済命令(Taxpayer Assistance Order)」を発遣することができます。TASの定員は約2,200人で、IRS職員総数の2%を占めます。各州(および米自治領等)に必ず1カ所の地区納税者権利擁護官(LTA=Local Taxpayer Ad-

vocate) 事務所が置かれています。納税者は、自らの納税地を管轄するLTAに苦情申立てを行います。また、LTAは、苦情申立てのあった案件の苦情処理状況や結果を直接、全国納税者権利擁護官(NTA)に報告する義務を負います。その地区を所管するIRSの部署には一切報告する義務を負いません。NTAは連邦議会に対して年次報告書(National Taxpayer Advocate's Annual Report to Congress)を提出するとともに、IRSの納税者サービスの欠陥等について議会委員会の公聴会で証言する義務を負っています。2012会計年度(2011年10月1日～2012年9月30日)では、継続事案を含め年間約30万件(新規は22万件)の苦情を処理しています。その77%が解決を見えています。現在、TASへの苦情申立てのなかでは、共通番号/社会保障番号(SSN)を盗用した成りすまし不正還付に対するIRS現場職員の被害納税者への不適切な対応、救済の

遅延などに関する苦情申立てが最も高い比率を占めています。〔See, TASのホームページ(HP of TAS). Available at: <http://www.taxpayeradvocate.irs.gov/> また、アメリカのTASをはじめとした納税者支援サービスの仕組みについて詳しくは、石村耕治「開かれた税務支援のあり方を日米比較で検証する(1)～(5)」税務弘報55巻5号～10号、石村耕治「納税者の権利保護のための納税者サービス改革の課題」月刊税務事例 41巻4号参照。〕ちなみに、わが国には、2001年以降、73人以内で「納税者支援調整官」制度が置かれています(財務省組織規則466条の2)。しかし、強い権限もなく、国会への報告義務もなく、現状では、文字どおり「かたちだけ」の税金無駄遣いの組織といえます。

(CNNニューズ編集部)

◆ 議会各種委員会公聴会は「戦場」

(平野) ところで、連邦議会各種委員会公聴会での証言を読んで感じることは、行政機関から出席している証人は、委員である議員たちの前で、自分らがいかに一所懸命に仕事をしているかを話しているわけで、感心してしまいます。

(石村) 「政治主導」の国です。議員を説得できないと、証言している行政機関の幹部は自分の官職の維持、任期更新は難しくなると読んでいるのでしょう。つけ加えておきますが、各機関のトップおおむねは、任期制、しかも、スポイルド・システム(政治任用)ですから……。

(平野) 「政権が代わっても役人の顔ぶれは変わらない、わが国とは大違いなわけですね。

(石村) そうです。オバマ政権に代わったときには、約8,000人もの役所トップが入れ代っています。それから、平野運営委員は気づかれていますと思いますが、公聴会証言の邦訳紹介の各所で【以下、邦訳を一部省略】が出てきます。こうしたところの多くは、証人の自我自賛といいますが、読むに堪えないような自己陶酔的な証言内容(?)を、スペースの都合上カットしたというのが本当のところですよ。

(平野) それから、課税庁(内国歳入庁/IRS)の現業部門のトップ(業務執行担当副長官)が証言台にたって、自分らIRSはこんなに懸命に成りすまし不正還付申告とバトルを繰り返して、迅速に被害者救済にあたっていると紹介しています。にもかかわらず、同じIRSの全国納税者権利

擁護官(NTA=National Taxpayer Advocate)は、それは単なる自我自賛、我慢できないような遅々としてすまない被害納税者救済事例もたくさんある、と批判するわけですよ。読んでいて、なかなか面白いと思いましたが……。

(石村) IRSの執行部門のトップは、不正な成りすまし還付がうまく解決できているようにきれいに証言、報告するわけです。しかし、実際は、一つのケースの解決にとつてもないテーマとヒマが要るわけです。成りすまし被害に会った真正な納税者が、所轄のIRSの現場の職員に訴えても、税金を取る職務に追われていて、どうしても成りすまし還付申告への対応は後手に回るわけです。我慢できなくなって、被害納税者は、地区納税者権利擁護官(LTA=Local Taxpayer Advocate)事務所へ駆け込み救済を求めてくるわけです。LTAから報告を受けた全国納税者権利擁護官(NTA)あるいは納税者権利擁護官サービス(TAS)は、その被害納税者のIRS所轄署と折衝しても遅々として解決がすまない場合、そのIRS所轄署へ納税者救済命令(TAS)を発遣して、早くすすめるように命令するわけです。それでも、そのIRS所轄署の職員は命令(TAS)を放置する……。

(平野) こうなると、全国納税者権利擁護官(NTA)が議会証言でしたように、怠慢なケース処理もあるという事実を議員の前で暴露し、闘いを挑むしかなくなるわけですね。

(石村) まあ、農耕民族はどちらかというところ、和をもって貴しとなす、の方向ですが、狩猟民族は

一般に「戦いをもって臨む」といった方向ですから・・・。そんな違いがあるのかもしれませんが。ちなみに、日本の国会の公聴会制度はアメリカを真似たのですが、形骸化してしまっただけで「セレモニー」になってしまっています。立て直しが必要です。

(平野) お互いに仲間意識でやるのではなく、税金を取る組織であるIRS内部に独立した納税者権利擁護官サービス(TAS)のような納税者オンブズマンを設けて、切磋琢磨する・・・、そうした仕組みを政治主導でつくるアメリカの政治の姿勢は立派だと思います。もちろん、手放しでは喜べないところも多々ありますが・・・。

(石村) それで、わが国の政治では、折角、アメリカ型の納税者権利保障法の趣旨を反映した国税通則法改正法を成立させようとしても、役所の意を受けてか、役所出身の野党の議員が潰してしまうわけです。その野党が政権に返り咲くと、その潰しに加担した議員はその党の税調のトップになってしまいます。役所との太いパイプで、共通番号導入、増税、何でもござれ、でしょう。これでは、元の木阿弥です。こうした政官の馴れ合い政治を復活させ、国のトップは国粋主義的な言動をして隣国や世界のひんしゅくをかう・・・。皮肉にも、こうした構図を復活させたのも国民ですし、これが「民意」の程度といえそうなのかも知れませんが、極めて残念です。

(平野) いまのわが国の政治状況は、「アラブの春の祭りの後の反動、・・・とでも言ったらよいのでしょうか？

◆ 機雷を落としながら、潜水艦の浮上を待つ

(石村) ともかく、共通番号法案も通ってしまいました。共通番号導入の船頭役を演じた民主党は霧散してしまいました。無責任な連中です。ともかく、ここまできると、とりわけ中央の役所における政治大好きな政権ですから、後は役所のやり放題です。中央の役所の連中は市民・納税者が容易に近づけない「海底」に潜り、こつこつと作業をすすめるでしょう。

(平野) それに、自治体も、この問題では、住基ネットの導入時とは違い、地方自治を盾にして中央に抵抗できる状況にないでしょうから。

(石村) 首長と議会の二元支配構造のもとでは、お互いに牽制しあい、現状打破は難しいのが現実ですね。

(平野) 河村たかし名古屋市長とかは、本来、共通番号には絶対反対の立場なのでしょうが、中央との馴れ合いを望む市議会勢力の力が強く、結局、中央に抵抗するのは難しいようにも見えます。

(石村) となると、しばらくは、共通番号の負の側面について、アメリカの共通番号／社会保障番号(SSN)を悪用した成りすまし犯罪に苦悩する状況を紹介して、機雷を落としながら、潜水艦が海底から浮上してくるまで待つような状況なわけです。

(平野) 連邦議会下院合同小委員会公聴会証言を読んでみて、アメリカの共通番号／社会保障番号(SSN)を悪用した成りすまし犯罪の増殖状況は異常だと思いました。現実空間はもちろんのこと、ネット空間にも伝染病のように広がっていますから。しかし、これは、ある意味でわが国の将来の姿かも知れませんか。国民を人質にしてこうした危ない番号制の実施をゆるすわけにはいきません。

(石村) ある意味で「共通番号」は「原発」と同じですね。よくわかったら、ほとんどに市民や納税者は、こころのなかでは、「こんなもの要らない、国民総背番号制と原発」なのではないか、と思います。どちらのツールも、事故処理コストや成りすまし犯罪対策コストを織り込んで考えるとペイしない、「外部不経済」であるのは自明のところですから。

(平野) やはり、こうした共通番号で苦悩するアメリカの実情を紹介することは、不知、能天気な議員や役人、さらには私たち市民にとっても貴重な情報源、目覚ましになると思います。こちらからも、アメリカ議会や行政機関、民間機関の共通番号／社会保障番号(SSN)の悪用例や対応策としての限定番号への転換の動きなどを広く紹介していただきたいと思います。とくに、議会公聴会の臨場感のある紹介は参考になります。よろしくお願いします。

(石村) わかりました。「私の背番号(マイナンバー)制」は、監視国家をつくる「国民総背番号制」そのものであり、しかも「成りすまし犯罪ツール」と化すのは必至です。したがって、原発と同様「外部不経済」で、悪用対策コストを織り込んで考えると、決して安くないツールです。このことを、啓蒙する作業を、ブレずに、粛々と続けていきます。

【解説＋仮訳／抄訳】

米議会下院歳入委員会合同小委員会（2012年5月8日）公聴会「成りすまし犯罪と不正申告」の証言

アメリカ、急増する共通番号を悪用した成りすまし不正申告

PIJ共通番号導入反対プロジェクト / チーフ 石村耕治 (PIJ代表)

◎アメリカで急増する共通番号を悪用した成りすまし不正申告

アメリカ合衆国（以下「アメリカ」）の連邦議会では、さまざまな立法を行う場合に、常任委員会（Committee）のもとにある小委員会（Sub-committee）の場で公聴会（Hearing）を頻繁に開催し、その分野での政府や民間の専門家や関係者を呼んで証言を求める。

アメリカでは、個人の共通番号である社会保障番号（SSN＝Social Security Number）を悪用した成りすましによる不正申告がきわめて深刻な状況にある。

このため、CNNニューズ70号で紹介したように、国防総省（DOD＝Department of Defense）が長い間、個人番号として使ってきた共通番号（SSN／社会保障番号）の利用を止めて、新たな11ケタの「国防総省本人確認番号（DOD ID number）」を使うことにした。

また、2011年1月から、連邦課税庁（IRS＝Internal Revenue Service／内国歳入庁）も、成りすまし不正申告の被害を受けた個人納税者向けに「身元保護個人納税者番号（IP PIN＝Identity Protection Personal Identification Number）」の発行を開始した。

さらに、アメリカでは、「メディケア（Medicare）」という名の高齢者向けの公的医療保険制度を維持している。メディケア（高齢者医療）カードには、健康保険請求番号（HICN＝Health Insurance Claim Number）が記載されている。HICNには、共通番号／社会保障番（SSN）が転用されている。このHICN／SSNが成りすまし犯罪のツールと化している。多くの高齢者が多発する成りすまし犯罪に巻き込まれ、深刻な社会問題

となっている。

連邦議会は、2012年5月8日に、SSNを悪用した成りすまし不正申告の実態解明および対策を探るねらいから、下院歳入委員会において、監視小委員会（Oversight Subcommittee）と社会保障小委員会（Subcommittee on Social Security）とが合同で、「成りすまし不正申告に関する公聴会（Hearing on Identity Theft and Tax Fraud）」を開催した。

<http://waysandmeans.house.gov/calendar/eventsingle.aspx?EventID=293593>

*ちなみに、連邦議会上院歳入委員会（U.S. Senate Committee on Finance）の財政規律および経済成長に関する小委員会（Subcommittee on Financial Responsibility & Economic Growth）も、2012年3月20日に、「成りすましによる不正申告、第2陣：状況、進捗および潜在的対応策（Tax Fraud by Identity Theft, Part 2: Status, Progress, and Potential Solutions）」を開催している。

《米議会下院歳入委員会合同小委員会・公聴会》

成りすまし犯罪と不正申告に関する公聴会

2012年5月8日、火曜日

本公聴会の焦点

本小委員会は、成りすましが不正な納税申告にどのようなかかわっているか、そして内国歳入庁（IRS＝Internal Revenue Service）や社会保障庁（SSA＝Social Security Administration）は個人の共通番号である社会保障番号（SSN＝Social Security

Number) を保護し、かつ、成りすまし犯罪者による不正な納税申告書の提出の防止対策を十分に講じているのかどうかを調査するにある。

《公聴会開催の目的と概要》

連邦議会下院歳入委員会監視小委員会 (House Ways and Means Oversight Subcommittee) のチャールズ・ボースタニー委員長 (Chairman Charles Boustany, Jr., MD) 【ルイジアナ州選出／共和党】および下院歳入委員会社会保障小委員会 (Subcommittee on Social Security) サム・ジョンソン委員長 (Chairman Sam Johnson) 【テキサス州選出／共和党】は合同で、本日、「成りすましと不正申告に関する合同公聴会 (Hearing on Identity Theft and Tax Fraud)」の開催をアナウンスした。本合同公聴会は、2012年5月8日、火曜日、午前10:00に、ロングハウス下院事務局ビル第1100号室で開催。

証人からの発言の時間が限られていることから、本合同公聴会における口述証言は招聘した証人のみに対して実施する。しかし、口述出頭が予定されていない個人や機関は、本委員会での検討および本公聴会で配付する印刷資料に含むかたちで、意見を提出することができる。

招聘した証人のリストは、次のとおりである。

《証人リスト》

・ **ラッセル・ジョージ**

(Honorable Russell George)

連邦財務省租税行政監察総監 (TIGTA = Treasury Inspector General for Tax Administration)

・ **パトリック・オキャロル**

(Honorable Patrick P. O'Carroll, Jr.)

連邦社会保障庁監察総監 (Inspector General, Social Security Administration)

・ **スティーブン・T・ミラー**

(Steven T. Miller)

内国歳入庁、業務執行担当副長官 (Deputy Commissioner for Services and Enforcement, Internal Revenue Service)

・ **ニーナ・E・オルソン**

(Nina E. Olson)

内国歳入庁、全国納税者権利擁護官

(National Taxpayer Advocate, Internal Revenue Service)

・ **デービット・F・ブラック**

(David F. Black)

社会保障庁、法務担当 (General Counsel, Social Security Administration)

背景

連邦財務省租税行政監察総監 (TIGTA = Treasury Inspector General for Tax Administration) は、最近、他人の身元を盗用し不正な税金の還付を受けようとする犯罪者の増加は憂慮すべき比率に達していると報告している。2011処理年 (Processing Year 2011) 分をとってみても、内国歳入庁 (IRS = Internal Revenue Service) は、他人に成りすまして還付を受けようとした約94万件の申告を発見し、結果として65億ドルの不正な納税還付を防止している。しかも、内国歳入庁 (IRS) の監視を職責とする租税行政監察総監 (TIGTA) は、防止できた不正還付額よりも、成りすましにより支払った不正還付額の方が多くなっていることを重く見ている。最近のメディア報道にもあったように、フロリダ州タンパで不正に税還付を受けるために特別にあつらえた納税申告ソフトとデビッドカードを使い1億3千万ドルを不正に引き出した事件に見られるように、成りすまし関連の不正還付が以前には考えられないような規模にまで達していることがわかる。

身元盗用に使われるソースの一つは、社会保障庁 (SSA = Social Security Administration) が編集している死亡者名簿 (death records) である。死亡者名簿は、本来、各種給付を管理する目的で利用される。1980年以来、社会保障庁 (SSA) は、一般の人たちがこの名簿を購入できるようにした。この名簿には、死亡した人の共通番号である社会保障番号 (SSN = Social Security Number)、氏名、出生日および死亡日ならびに郵便番号が搭載されている。社会保障庁 (SSA) の監察を職責とする社会保障庁監察総監 (Inspector General, SSA) によると、この名簿には、一般には「死亡者マスターファイル (DMF = Death Master File)」と呼ばれているが、1936年以降、毎年新たに死亡する1,300万を含む、8,500万人を超える死亡者の共通番号／社会保障番号 (SSN) などの個人情報が搭載されている。

死亡者マスターファイル（DMF）は、各種給付の管理やその不正防止を手掛けている多くの機関にとり利用価値があるものである。行政機関はもちろんのこと、金融機関、生命保険会社、信用情報機関、データ収集業者、医学研究者や家系図作成者などに購入されている。購入者は、入手したデータを開示することも自由である。このことは、同時に、犯罪者も、不正な納税申告をする目的で、死亡者の共通番号／社会保障番号（SSN）、さらには死亡した扶養子女の共通番号／社会保障番号（SSN）などの情報を流用することができることになる。死亡した扶養子女を抱える親が正しい申告をしたのにもかかわらずIRSにその申告が正しくない事実を指摘されたときになってはじめて、当該納税者やIRSが、誰かがその扶養子女の共通番号／社会保障番号（SSN）を盗用している事実を知ることになるのである。

全国納税者権利擁護官（NTA＝National Taxpayer Advocate, Internal Revenue Service）が連邦議会に提出した年次報告書によると、連邦政府が死亡した個人の重大な情報を公的に開示していることが、税金関係の成りすましを促進していると指摘している。全国納税者権利擁護官（NTA）は、死亡者マスターファイル（DMF）へのアクセスを制限するための立法措置を講じるように勧告をしている。また、全国納税者権利擁護官（NTA）は、税金関係の成りすましに関するNTAへの苦情申立てが2011会計年度では前年比で97%増加しており、2010会計年度の増加率が23%であったのに比べると、大きく伸びたことを指摘している。

本公聴会の開催にあたり、ポースタニー委員長は、次のようにあいさつをした。「不適切な税還付によって、ここ数年で、納税者は1,000億ドルを超える負担を強いられています。本公聴会は、不正還付を受けるのに共通番号／社会保障番号（SSN）を盗用するという成りすまし問題の重要な原因を探ることにあります。私どもは、この重大な問題を完全に解明し、どうしてこんなに悪い状況にいたったのかを理解する必要があります。また、不正還付と闘うのには何をしたらよいのかを精査し、より多くの成りすまし犯罪者を捕まえ、刑務所に送らなければなりません。」

本公聴会の開催にあたり、ジョンソン委員長は、次のようにあいさつをした。

「愛する亡き人の身元が盗用されていることを案じるのが、悲しみに暮れる残された家族の努め

になることなど断じてあってはなりません。このことが、まさしく私が、同僚の議員とともに、亡くなった人々の共通番号／社会保障番号（SSN）その他の個人情報を守ることをねらいに、議会に「下院法案3475号：2011年IDの安全を確保するための法律案（H.R. 3475: Keeping IDs Safe Act 2011）」を提出した理由であります。同僚からの超党派的な支持、さらには政権からの支持を得て、私どもは、冷酷な成りすまし犯罪にストップをかけ、アメリカの納税者を護るためのステップを踏んでいく所存であります。」

◆ ラッセル・ジョージ氏

(Honorable Russell George) の証言

連邦財務省租税行政監察総監

(TIGTA＝Treasury Inspector General for Tax Administration)

2012年5月8日

ポースタニー委員長、ジョンソン委員長、レウイズ長老委員、ベッセラ長老委員、これから本小委員会の委員の皆さま方、本日、成りすまし犯罪と納税者と税務行政への影響についての課題に関して意見を述べるために本委員会へ出席できたことに対しお礼を申し上げます。前回、2011年11月に、この問題について証言をして以来、私どもTIGTAは、IRSが成りすまし犯を探し出し、かつ、防止する任務を完了して、今年6月に最終報告書を発行することになっております。また、最近、私どもTIGTAは、成りすましが関係した租税犯罪の被害者に対しIRSが行う支援についての報告書を発行しました。本日、私は、こうした最近完成した自分の業務に焦点を置いてお話をします。

私どもTIGTAが以前に報告をしたように、相当の数の個人が引き続き、不正な手段で税金の還付を受ける目的のみで不正な額の所得や源泉額を記載した納税申告書を提出しています。こうした還付請求の多くは、成りすまし犯罪が関係しています。2011会計年度を取り上げてみますと、連邦の課税庁である内国歳入庁（IRS）の報告によると、2,200万件の申告書の提出があり、そのうち、約94万件、65億ドルが、成りすまし犯罪が関係した不正な還付申告にあたる

ものです。

内国歳入庁（IRS）は、成りすまし犯罪に関する正確な統計を持っていないことを認めています。2011暦年において、IRSは、国税に関する成りすまし犯罪が1,100万件を超えていることを確認しています。この数字は、納税者が自分は成りすまし犯罪の被害者と思われるとIRSに届け出てきた数（11万750件）やIRS自身が成りすまし犯罪と確認した数（101万4,884件）を含みます。これらの納税者の多くは、納税申告書を提出していないかあるいは自分らは申告義務がないと解して、IRSが確認するまで自分らは成りすまし犯罪の被害者であることに気づいていなかったのです。

成りすまし犯罪の発見と防止

2012年申告期において、内国歳入庁（IRS）は、不正還付や成りすまし犯罪摘発強化策の一環として実施した、全国一斉の成りすまし犯罪被疑者一掃作戦の結果を公表しました。この一掃作戦は、成りすまし犯罪事件の防止、摘発および解決をすることをねらいとしたIRS成りすまし犯罪撲滅作戦の一環として行われたものです。この一掃作戦は、IRSの法執行部局による摘発に加え、税還付を行う前に不正な税申告を発見するねらいで抜き打ちの内部検査を増加させるかたちでも実施されました。

新たに、納税申告書の身元確認のための濾過策として、その納税者の身元が正しいことがしっかり確認できるまで実施されました。IRS職員は、納税申告書を提出した個人が真正な納税者であると確認できるまで当該個人とコンタクトをとり、かつ、情報提供を求める努力をしました。納税者の身元が正しいと確認できた場合には、その申告書の処理を開始し、かつ、還付をしました。逆に、IRSがその申告書提出者の身元を確認できない場合には、不正な税還付が行われないようにその納税申告書の処理を停止しました。2012年4月19日現在、IRSは、新たな納税申告書の身元確認のための濾過策を通じて、潜在的に不正な還付申告にかかわっていると思われる13億ドルの還付を停止しております。

また、IRSは、死亡した個人の氏名や共通番号／社会保障番号（SSN）を使って不正な税還付請求に対する支払を防止するための対策を引き続き強化しております。IRSは、2011処理

年に、申告書を提出した納税者について、IRSのマスターファイルと死亡日が示された社会保障庁（SSA）のデータが存在する場合には、その納税者の口座を凍結するパイロット（試行）プログラムを開始しました。IRSは、納税者口座を凍結するために死亡した個人の口座にユニークな成りすまし犯罪標識を付けました。このことにより、故人の納税情報口座を悪用して納税申告書を提出することを制度的に防止することができません。凍結制度が確立されて以来、2012年3月1日現在までに、死亡した個人の身元を使った不正な還付申告90,570件の口座を凍結でき、約180万ドルの不正な支払を防ぐことができました。【以下、邦訳を一部省略】

さらに、IRSは、成りすまし犯罪の被害者が納税申告書の提出を支援することをねらいに、2011会計年度に、被害にあった個人向けに「身元保護個人納税者番号（IP PIN=Identity Protection Personal Identification Number）」の発行を始めております。身元保護個人納税者番号（IP PIN）は、納税者が以前にIRSに対して自分の身元を証明する情報を提供しており、かつ、IRSが当該納税者は有効な共通番号／社会保障番号（SSN）の保有者であることを確認できることを意味しています。納税者は、身元保護個人納税者番号（IP PIN）を使って申告書を提出すると、申告時に、標準的な申告手続により有効な納税申告書を提出したものと正式に処理されます。この新しい身元保護個人納税者番号（IP PIN）は、納税者に成りすまし犯罪の被害リスクがある限り継続的に、次の申告期の開始前までに発行されます。2012年申告期に、IRSは25万2,000人に身元保護個人納税者番号（IP PIN）を発行しています。

しかしながら、IRSは、どれくらい多くの成りすまし犯罪者が不正な納税申告をしているのか、あるいは、どれくらいの規模の歳入損につながっているのかを把握できておりません。私どもTIGTAは、IRSが、成りすまし犯罪者がする不正な納税申告を確認し、かつ、防止する対策を講じていることを評価しております。私どもTIGTAは、賦課手続の一端として、成りすまし犯罪者が行う潜在的な還付に伴う損失を量的には確認しております。

私どもTIGTAは、納税申告書の特徴から、成りすまし犯罪に関係した不正申告書を確認してきており、2010課税年も、これらの特徴から

成りすまし犯罪に関係した不正申告書を分析し、確認してきております。私ども TIGTA の分析によると、IRS は虚偽の所得調書に基づいて請求された大量の不正還付を発見し、かつ、未然に支払を停止してきております。その一方で、発見できなかった多くの不正もあります。私ども TIGTA は、不正を発見できなかった納税申告書は約 150 億件、したがって、総計で約 52 億ドルの潜在的な不正還付が行われていると確認しております。対策が講じられないとすると、私ども TIGTA は、今後 5 年間で成りすまし犯罪による不正還付申告で、約 260 億ドルの不正支払が行われることになると見積もっております。

こうした典型的な不正還付申告のケースは、成りすまし犯罪者が不正な税還付をするために不正な所得と源泉税の報告を行うことによります。所得が不正に報告されていない場合に、不正な税還付を膨らますのに使われるのが数多くある所得控除や税額控除です。自分の身元が盗用された個人は、盗まれた身元が不正な納税申告書の提出に使われるとは思ってもよらないわけです。こうした個人は一般に、納税申告書に提出義務を負わない人たちです。このタイプの成りすまし犯罪の被害者は、自分が納税申告書を提出した結果、重複申告であるとして不受理になるまで気が付かないのが一般的です。

IRS が納税申告書の処理にあたり、第三者が保有する所得や源泉税情報と照合することが、成りすましによる不正な納税申告を発見し、かつ、防止するのに最も重要が手段となります。これに代わり IRS が成りすましによる不正な納税申告を防止するのに使える他の重要な手段は、「全国新規雇用ダイレクトリー (National Directory of New Hires)」【連邦保健社会福祉省 (HHS=Department of Health and Human Service) が発行している雇用と賃金に関するデータベース】を参照することです。IRS も、不正申告の確認に全国新規雇用ダイレクトリーに収録された賃金情報にアクセスできるように、IRS の権限拡大のための立法措置が必要です。現在、法律により、IRS は、このデータベースを、勤労所得税額控除 (EITA=Earned Income Tax Credit) の請求に伴う納税申告書の提出に限り利用できるようになっています。

IRS は、2010、2011 および 2012 会計年度に年次の予算要求をして、「全国新規雇用ダイレクトリー (National Directory of New Hires)」へアクセス拡大ができるように求めました。その

要求は、税務行政の強化策の一環として認められました。しかしながら、アクセス拡大は法的に認められたわけではありません。IRS は、再度、2013 会計年度の予算要求において全国新規雇用ダイレクトリー (National Directory of New Hires) へのアクセス拡大を求めています。

【以下、邦訳を一部省略】

IRS の見積によりますと、納税申告書に報告された所得や源泉税を照合するための第三者保有情報がない約 1,500 万件の納税申告書を調査しかつ確認する費用として 3 千 180 万ドル程度が必要になります。成りすましによる不正還付により連邦政府に与える潜在的な損失は年間 52 億ドルにも及ぶことから、こうした業務に必要な人員を揃える費用が提供されないことは重大です。

私ども TIGTA が計画している照合手続には限界があります。雇用に就いておりかつ申告要件を充たしている真正な納税者が所得税納税申告書を提出するまでの間は、成りすまし犯罪者を確認できないということです。IRS は、納税申告要件を充たしている納税者の身元を悪用して不正に申告をする個人を確認するための一歩すすんだ手段を必要としています。

成りすまし犯罪が関係する事件においてはしばしば、不正な納税申告書が、真正な納税者が自分の納税申告書を提出する前に提出されます。2010 課税年において、4 万 8,357 の共通番号/社会保障番号 (SSN) が主たる納税者番号として複数回使われています。成りすまし犯罪者が不正な納税申告書を提出する場合、IRS は、個人の身元が一回以上利用されていることを知る由がないわけです。その結果、納税申告書が処理され、不正還付が行われてしまうわけです。こうした事例は、真正な納税者にとってはきわめて重い負担をもたらす結果になります。真正な納税者が自分の納税申告書を提出するやいなや、重複する納税申告書が見つかり、IRS がその納税者の身元を確認できるまで還付は停止されるわけです。2010 課税年において、IRS は、真正な納税者が自分の申告書を提出する前に提出した納税申告書に基づき成りすまし犯罪者に潜在的に支払われた不正な還付税額は 7 千 60 万ドルにも及ぶと見積もられています。加えて、すでに指摘したように、申告要件を充たさないことから申告をしていない納税者の身元盗用にかかる潜在的な不正還付額は 52 億ドルと見積もられています。

IRS は、どの納税申告書が真正なものなのか

を判別する方法を確立する方向に向けて作業をすすめておりますが、電子申告（e-f i l e）を使うことによって成りすまし犯罪者をより効果的に締め出すことができるのではないかと考えております。納税申告書が電子的提出に先立ち、納税者は前年の納税申告書に記載した自己選択の暗証番号（Self-Select PIN＝Self-Select Personal Identification Number）か、調整総所得（AGI＝Adjusted Gross Income）かのいずれかでもって自分の身元を確認しなければならないことになっています。

しかしながら、納税者が、前年の自己選択の暗証番号（Self-Select PIN）ないし調整総所得（AGI）を忘れた場合、その納税者は、IRSへ出掛けるか、IRSのホームページ（インターネット・ウェブсайт）へアクセスして、昨年の納税申告書に記載された自分の氏名、共通番号／社会保障番号（SSN）、生年月日、住所および申告上の地位（独身、夫婦合同申告など）を提示して、電子申告PIN（Electronic Filing PIN）を入力しなければなりません。つづいて、IRSは、その納税者が昨年提出した納税申告書に記載されたデータと照合を行うこととなります。

納税者の本人確認は、納税申告書の処理の場合のみならず、納税者が電話ないし書簡で自身の納税口座を尋ねてきた場合などを含め、難題であります。IRSは、本人確認に一般の企業が使っているような本人確認の実務、安全対策上の質問（例えば、母の結婚前の名前、一番大好きなペットの名前）、を採用していないからです。

口座振込とデビットカードの利用

口座振込（direct deposit）は、今日ではデビットカード（debit card）も含みますが、成りすまし犯が不正な還付税額を得るために使われています。潜在的な不正還付税額52億ドルのうち、約45億ドルが、口座振込で支払われています。

2008年9月に、私どもTIGTAは、IRSが口座振込規則（direct deposit regulation）を遵守していない旨を報告しました。この規則では、還付税額は、納税申告書に記載された個人の氏名の口座に限り振り込みできるとされています。そこで、私どもは、IRSは、同じ口座に送金されるべき税還付の数を制限するように勧告しました。すべての振り込みについて、同じ名前の納税者の口座に行えないとする制限は難しいとしても、不正の可能性を限定することにはつながり

ます。IRSは、一つの口座に振り込める数を制限することには関心がありました。というのは、一つの口座に複数の個人の名前がある場合があったからです。加えて、IRSは、納税者側に連邦口座振込規則を遵守するように義務づけました。

IRSは、還付税は納税者本人名義の口座に限り振り込まれる旨を確認することを納税者に義務づけました。しかし、私どもTIGTAは、IRSには振り込みについてはその受領者の名前の口座に行われているかどうかをしっかりと確認する責任があると考えております。私どもと同様に、金融管理庁（FMS＝Financial Management Service）の責任者もIRSは連邦規則集（Code of Federal Regulations）に定められた要件を遵守する義務があるというしております。

今日まで、還付税額の口座振込は、その納税者の口座に対してのみ振り込まれる旨の確認はほとんど行われてこなかったといえます。銀行によっては開設された口座が明らかに多くの異なる納税者の還付を受け取るのに使われていました。例えば、私どもTIGTAは、4、157件の不正な税還付、総額で670万ドルに及ぶ金額の振り込みが10の銀行口座に行われているのを見つけました。10の銀行口座のそれぞれに、300件を超える税還付が行われていたわけです。

還付税額を受け取るのにデビットカードが使われるのも税の不正を助長することにつながっております。成りすまし犯は、振り込まれた不正な還付税額を受け取るのにデビットカードを使っています。例えば、当局は、フロリダ州タンパでの成りすまし犯罪スキーム（タンパスキーム）の捜査において5、000枚以上のデビットカードを押収しました。個人は、オンラインあるいは銀行、物品サービス提供者あるいは地域の小売業者で、デビットカードを入手することができます。これが、デビットカードの保有者に加え、そのカードに関連した銀行口座や納税情報口座をIRSが確認する作業を複雑にします。さらに、確認を難しくしているのは、デビットカードの作製を依頼した個人を特定できるのはそのカードの発行元である事業者であり、還付税額を受け取るのは納税者であることです。

IRSは、問題のある還付税額に関する情報を入手するために銀行と共同で作業をすすめております。2011年12月に、ある銀行が、タンパスキームの摘発で押収された複数のデビットカードに関連する6万の銀行口座を、それにはディ

ビットカード口座も含まれていましたが、掲載したリストをIRSに提供しました。これにより、問題のある税還付が全米規模に及んでいることが確認されました。これらの口座に振り込まれた総額1,600万4,000ドルの還付額の引出しが停止され、その銀行から押収されました。

IRSの運営陣は、銀行から押収された不正な還付税額を回収する手続を確立する作業にとりかかりました。しかし、還付税額が不正に銀行口座に振り込まれないようにするためにより積極的な対策が必要とされています。私どもTIGTAは、現在、IRSや財務省と共同して、IRSが口座振込のコントロールを強化できる方法を見出すための作業を続けております。私どもTIGTAは、少なくとも、以前私どもが勧告しましたことが実施されなければならないと考えております。すなわち、一つの銀行口座あるいはディビットカード口座への振り込みの数を制限すべきこと、また、金融機関と共同して口座振込のかたちで還付税額を払い込む場合には納税者名義の口座に限られるという手続を確立することです。

私どもTIGTAは、財務省が、納税申告書にかかわる振替口座情報に基づいてディビットカードの清廉性が確認される、またはその逆もできる、ように、その方針ないし規則を改める必要があると考えております。さらに、これらディビットカードのユーザーが匿名で不正な行為ができることも問題です。財務省は、個人がディビットカードを購入ないし入手する際に、これらのカード口座に政府の還付資金が振り込まれることになる場合には、金融機関やディビットカード管理会社に対して本人確認を義務づける対応をとるべきです。十分な本人確認を行わない金融機関やディビットカード管理会社が発行したカード口座には振り込みを禁止すべきです。

IRSによる成りすまし犯罪の被害者に対する救済

私どもTIGTAは、IRS成りすまし犯罪被害者に対する救済措置を評価するために監察を実施しました。その結果、IRSは成りすまし犯罪の被害者に対して実効的な救済をしていないことが判明しました。さらに、納税者が成りすまし犯罪についてIRSと折衝する手続も十分に確立されていないことが判明しました。その結果、成りすまし犯罪の被害者の負担が増しております。引

き続き検討が必要な課題の一つは、納税者が成りすまし犯罪事件を解決するためにIRSとすすめるなければならない手続に長い期間を要することです。

成りすまし犯罪事件の解決には1年以上を要します。私どもTIGTAは、プライバシー法と情報公開法の制限があることから、特定の事例をあげることではできませんが、成りすまし犯罪が関係したあまり複雑ではない不正還付事件をあげて、解決までの工程を説明してみたいと思います。

2月 成りすまし犯罪者が不正な納税申告をし、税金の還付を受けました。つづいて、真正な納税者（以下「納税者」といいます。）が、還付税額があるために、自身の納税申告書を電子申告で提出しようとした。その納税者は、IRSから、自身の共通番号／社会保障番号（SSN）は同じ納税申告書あるいはその他の納税申告書に一回以上は使用できない旨を記した申告書不受理通知書を受け取りました。

その納税者は、IRS払いの番号へ電話をし、IRSの支援担当官（assistant）に状況を説明しました。その支援担当官は、その納税者の本人確認を行った後に、その納税者のIRSにある納税情報口座を調べ、その納税者の氏名と共通番号／社会保障番号（SSN）を使った納税申告書がすでに提出されていると判断しました。その支援担当官は、その納税者に対して、成りすまし犯罪被害者宣誓供述書（Identity Theft Affidavit）〔様式14039〕か、警察への届出書（police report）と社会保障カード、パスポートないし運転免許証のコピーを添付して、文書の納税申告書を、IRSに提出するようにアドバイスしました。

IRSは、文書の納税申告書を受け取り、それを受理した処理センターの技術担当者がそのデータをIRSのコンピュータ・システムに入力します。文書の納税申告書と添付書類は、申告書班（Files Unit）へ送られます。データ入力は当然拒否されますので、技術担当者は重複納税申告と判断し、必要な取引コードを入力します。これにより、重複申告の嫌疑あるケースとして重複ファンクション（Duplicate function）にゆだねられ、支援担当官は、成りすましの可能性があるケースとして確認することになります。支援担当官は、文書の納税申告書の提出を求めます。この申告は処理が停止され、申告期が終了する

4月15日以降に作業にとりかかるケースの列に組み入れられます。

4月 その納税者は、再びIRS払いの番号へ電話をし、いつ頃還付を受け取れるのかを尋ねます。支援担当官は、その納税者の納税情報口座を調べ、重複して申告書が提出されているケースと判断し、処理の遅れがある旨、さらには、追加的な情報提供を求める連絡を受けることになるかも知れない旨をアドバイスします。また、支援担当官は、その納税者に対して、さらに情報が欲しい場合にはIRSのホームページにある成りすまし犯罪関連のリンクへアクセスするようにアドバイスします。

6月 その納税者の納税申告書は、重複ファンクション (Duplicate function) 処理に付され、成りすまし犯罪ケースと判断されることになります。この重複納税申告書は、IRS払いの番号へ電話の応答を含む職責を担っている支援担当官や班に移送されます。ケースは、さらに、管理情報システム (management information system) で精査されます。

9月 支援担当官は、このケースの処理を開始します。納税申告書原本のコピーを依頼し、成りすまし犯と納税者のいずれが真正な納税者であるかを判定するために双方に書簡を送付します。受け取った納税者は、IRSが最初に受領した納税申告書は自分が提出したものでないことを確認するために、返答をします。

10月 納税者は、身元保護特別班 (Identity Protection Specialized Unit) に電話をし、自分はいつ頃還付税額を受け取ることができるのかを尋ねます。同班の納税者サービス担当はそのケースを調べ、現在調査中とのアドバイスをします。この担当が、当該ケースの処理状況を支援担当官へ照会します。

11月 支援担当官は、誰が真正な納税者かを判定し、真正な納税者の納税口座の調整を依頼します。そして、成りすまし犯に対して暫定的な納税確認番号 (temporary tax identity number) を送る一方、真正な納税者に対しては、その者が成りすまし犯罪の被害者であり、その納税口座には標識が付けられた旨をアドバ

スします。

12月 その納税者は、IRSから書簡を受け取ります。そして、身元保護特別班に電話をし、いつ還付税額を受け取れるのかを尋ねます。支援担当官は、支払予定をその納税者へアドバイスします。

1月 その納税者の納税情報口座に対する調整が行われ、還付が行われます。納税者は、IRSから書簡で、自分が成りすまし犯罪の被害者であり、その納税情報口座には標識がついている旨の通知を受け取ります。成りすまし犯罪をした者に対しても新たな納税情報口座が設定されます。【納税申告書で不正をした場合であっても、IRSは、新たに設定した納税確認番号 (tax identity number) を使って納税情報口座をつくり、その者の納税申告の記録を保存します。その者の納税申告書はその納税情報口座に搭載されます。】

ここで例証したケースは、IRSの現行手続のもとで解決できる「最良のケース」といえます。しかし、ほとんどのケースは、もっと複雑で、解決にいたるまではかなりの努力を必要とします。例えば、誰が真正な納税者であるのかどうか、あるいは、そのケースが実際に成りすましのケースなのかどうかなど、判定が難しい場合があります。納税者はしばしば自身の共通番号／社会保障番号 (SSN) の順番を入れ替えて記載をしたりします。そして、IRSがそのケース解決のための情報を求めた際に何の応答をしてこないことがあります。この結果、IRSは、誰が真正な納税者なのか判断できないこともあります。私どもTIGTAが、点検した他のケースでは、IRSが納税者の所得控除ないし税額控除を問題にし、調査に基づく更正を行おうとした時に、その納税者が自分は成りすましの被害者であると主張してきたことがありました。他のケースでは、社会保障庁 (SSA) が2人の納税者に同一の共通番号／社会保障番号 (SSN) を発行していることもありました。【以下、邦訳を一部省略】

成りすましについての刑事捜査

成りすまし犯罪が私どもTIGTAの管轄内に及んだ場合には、TIGTAの捜査局 (OI=Office of Investigation) は、それが、内国歳入法典の執

行にあたり経済、効率性や効能性に影響すると判断したときには捜査を開始します。成りすまし犯罪は、法律を遵守している市民への直接かつ破壊的な影響を及ぼします。個人が身元を盗用し、真正な納税者が納税申告書を提出する前に、不正な還付を受ける目的で不正な納税申告書を提出する場合、それは単純な租税犯罪にあたり、IRSの管轄内で処理でき、金銭的な責任を問うことになります。しかし、IRS関連の成りすまし犯罪には他のタイプのものがあり、メディアではあまり知られていないものでありますが、その犯罪が納税者に重大な影響を及ぼす場合には、私どもTIGTA（連邦財務省租税行政監察総監）の管轄に入るものがあります。

TIGTAは、捜査人員は限られていることから、IRS関連の成りすまし犯罪については、次の領域に限定して対応することになっています。

- IRSの職員が、身元情報の提供源として、あるいは、犯罪スキームに積極的にかかわることを通じて、成りすまし犯罪の遂行に関与している場合、
- 申告書作成業者（tax prepare）が、成りすまし犯罪の遂行を目的に顧客の情報を盗用しかつ開示している場合、および、
- 個人が、成りすまし犯罪を促進することを目的にIRSの名を語っている場合。

TIGTAは、IRS職員が、成りすまし犯罪の遂行を目的に身元を盗用する手段として納税者情報へのアクセス権限を利用しているケースを捜査しました。IRS職員が成りすまし犯罪に関与したケースは次のとおりです。

2011年4月14日、モニカ・ハーナンデッツは、IRSにパートタイムのデータ入力職員として働いていたときに、不正に所得税申告書を作成したかどで起訴されました。IRSでの仕事に、ハーナンデッツは、さまざまなIRS様式に記載された納税者の情報を盗み、流用しました。ハーナンデッツは、流用した被害者の情報でもってIRS様式の不正な偽造を行い、IRSから総額で17万5,144ドルもの税還付を受けたのです。

IRS職員は、納税者のセンシティブ（機微）な個人情報や金融情報を預かっています。こうした情報を犯罪スキームの遂行に使うことは、この国の申告納税制度に否定的な影響を及ぼすとも

に、IRSに対する広範な不信を招くことにつながりかねません。TIGTAの捜査局（OI）は、成りすまし犯罪を追跡し、この種の犯罪に関係するIRS職員の刑事捜査を担当しております。

納税申告書作成業者（TRP=Tax Return Preparer）が、成りすまし犯罪スキーム遂行の一環として納税者の連邦税情報を盗み、開示したとすれば、納税者に重大な危害を及ぼします。納税申告書作成業者が成りすまし犯罪を遂行する目的で自分の顧客（クライアント）の身元を盗み、不正に開示したケースは、次のとおりです。

キャサリーン・ランスは、公会計士（public accountants）で、彼女が経営する法人の社長でした。ランスは、自分の6人のクライアントの身元情報を入手し、悪用しました。つまり、ランスは、これら6人のクライアントの納税申告書をIRSに電子申告するに先立ち、それぞれの口座振込情報を変更しました。これにより、ランスは、クライアントの銀行口座から資金を流用するとともに、自分の個人および事業用の銀行口座へ預金額を入金させました。また、ランスは、これら6人のクライアントの身元情報を使って自分の名前で不正なクレジットカード口座を開設しました。2010年5月24日、裁判所は、ランスに、電子詐欺、公金横領、不法なアクセス手段の利用および悪質な成りすまし犯罪のかどで、64ヶ月の懲役および3年の保護観察処分判決を下しました。

IRSの名を語った成りすまし犯罪スキームはさまざまなかたちで実行されております。ときおり、何の疑いも持っていない納税者からトリックで個人情報を収集しようとした者によって、IRSの名が使われています。こうした犯罪スキームは一様ではありません。しかし、IRSの名を語りメールを送り、メールの受領者をネット上のリンクのワナにおびき寄せ、センシティブ（機微）情報を提供させるのが典型的な手口です。

【以下、邦訳を一部省略】

最後に、私どもTIGTAは引き続き、この問題に強い関心を持ち、税の不正が関係した成りすまし犯罪および被害を受けた納税者に対し早急の解決策を提供できるようにIRSがとる行動に対する監察を続けてまいります。加えて、私どもTIGTAは引き続き、IRS職員、納税申告書作成業者、IRSの名を語る者が起こす成りすまし犯罪行為に対して刑事捜査を実施する所存です。私のお話がこの課題に関する私どもの業務への理解やIRSについての皆さま方の監視の一助とな

れば幸いです。

ボースタニー委員長、ジョンソン委員長、レイ
イズ長老委員、ベッセラ長老委員、これから本小
委員会の委員の皆さま方、この重要な課題に関し
て意見を述べる機会を与えてくださり、私の意見
を分かち合えたことに対しお礼を申し上げます。

◆ パトリック・オキャロル

(Honorable Patrick P. O'Carroll, Jr.)

連邦社会保障庁監察総監

(Inspector General, Social Security
Administration)

2012年5月8日

ボースタニー委員長、ジョンソン委員長、レイ
イズ長老委員、ベッセラ長老委員、これから本小
委員会の委員の皆さま方、おはようございます。
あなた方の小委員会に出席できたことをうれしく
思います。本日、証言にお招きいただき、お礼申
上げます。私は、社会保障庁(SSA=Social Sec-
urity Administration)がアメリカ市民に提供するサ
ービスに関する重要な課題について意見を述べる
ために、過去にも何度か、議会へ出席しました。
今年初頭、私は、社会保障庁(SSA)の障害者
保険プログラムと死亡者マスターファイル(DMF=
Death Master File)に関し、この社会保障小委員会
(Subcommittee on Social Security)公聴会で別
途、証言をいたしました。

本日、私は、委員の皆さま方と共に、共通番号/
社会保障番号(SSN=Social Security Number)な
らびにSSN保護策の改善、不正利用対策、成り
すまし犯罪および租税犯罪について検討をしてお
ります。この小委員会は以前に、こうした課題に
取り組むために社会保障庁(SSA)や社会保障
庁監察総監室(OIG=Office of Inspector General,
SSA)と一緒になって対策を練ってまいりまし
た。しかし、テクノロジーは絶え間なく進化して
おりますし、共通番号/社会保障番号(SSN)
の不正利用や成りすまし犯罪への脅威は続いてお
ります。私どもOIGは、共通番号/社会保障番
号(SSN)がアメリカ社会において担っている
主要な役割をよく認識しておりますし、私どもO
IGの使命の一部は、社会保障庁(SSA)内の
ある共通番号/社会保障番号(SSN)その他の
個人識別情報(PII=personally identifiable informat-

ion)を清廉なかたちで保管することにあります。
状況説明に入りますが、2011会計年度
に、社会保障庁(SSA)は、新たに約540万
人に共通番号/社会保障番号(SSN)を配付
し、1,090万人にカードを再交付し、かつ、
14億回を超えるSSNの真正性確認を行いました。
また、社会保障庁(SSA)は、約6,600
億ドルの勤労所得にかかる雇用税(employment
taxes)を収納しました。共通番号/社会保障番号
(SSN)を保護することや正確な被用者の給与
を記録することは、SSAが管理する個人情報の
清廉性を維持するためにも重要であります。

私ども監察総監室(OIG)、さらには社会保
障庁(SSA)や内国歳入庁(IRS=Internal Reve-
nue Service)が、これらの重要な情報を保護する
ための多様な対策を講じてきているのにもかかわ
らず、これらすべての機関は引き続き、成りすま
し犯罪の標的になっております。連邦取引委員会
(FTC=Federal Trade Commission)の見積による
と、毎年900万人ものアメリカ人が自分の身元
が盗用されているとのこと。政府検査院(G
AO=Government Accountability Office)によりま
すと、納税申告に関する成りすまし犯罪件数は、
2010年ではおおよそ24万8,000件、2
008年と比べると5倍近くの伸びを記録してい
ることです。私どもOIGは、本小委員会が
成りすまし犯罪から市民やその家族をどのように
護ったらよいか苦心していることを理解してお
ります。私どもOIGは、刑事捜査で追跡してお
りますし、数多くの監察を実施しております。さ
らに、私どもOIGは、共通番号/社会保障番号
(SSN)の安全性を改善するための勧告を社会
保障庁(SSA)や議会(Congress)に向けて行
ってきております。

共通番号/社会保障番号(SSN)の不正利 用の捜査

監察総監室(OIG)の本来の使命は、社会保
障庁(SSA)のプログラムやその運営を保護す
ることにあります。したがって、私どもOIGの
捜査のほとんどは、SSAプログラムの不正に関
するものです。しかしながら、私どもOIGは、
毎年、何千件もの共通番号/社会保障番号(SS
N)の不正利用に関する告発を受け付けておりま
す。2011会計年度を例にしますと、全不正件
数のおおよそ14%が共通番号/社会保障番号

(SSN)の不正利用に関するものでした。私もOIGは、共通番号/社会保障番号(SSN)の不正利用に対する捜査をしてきた経験から、成りすまし犯罪にはいくつかのタイプがあると理解しております。成りすまし犯罪のタイプによっては、社会保障受給の不正や税金の不正還付に関係しており、こうした不正を摘発することは巨額の政府の資金の回収につながってきます。

私は、租税犯罪目的での共通番号/社会保障番号(SSN)の不正利用について、至近のいくつかのケースを通じて、小委員会の皆さま方と共に理解を深めたいと思います。

- ・ 社会保障庁(SSA)の監察総監室(OIG)、内国歳入庁(IRS)の犯罪捜査部(CID=Criminal Investigation Division)財務省租税行政監察総監(TIGTA=Treasury Inspector General for Tax Administration)その他の機関が合同で、プエトリコの約300人の居住者の氏名と共通番号/社会保障番号(SSN)を不正利用し、不正な納税申告を行っていた数人の個人を捜査しました。この犯罪スキームで、内国歳入庁(IRS)は、犯人たちへ200万ドルを超える不正な税還付を行っていました。裁判所は、3人の犯人に3ヵ月ないし30ヵ月の懲役を科し、おおよそ23万ドルをIRSに返還するように命じました。
- ・ 私ども監察総監室(OIG)は、カリフォルニアに住む女を、連邦所得税申告をする際に不正に共通番号/社会保障番号(SSN)を使ったかどで捜査しました。その女は、2002年に、ロスアンゼルス病院で多くの子どもを産んだという虚偽の申請をし、20枚以上の社会保障カードを入手しました。その後、その女は、家族や友人を対象とした複数の扶養控除を請求するために、不正な納税申告書を作成し提出しました。その女は、詐欺、共通番号/社会保障番号(SSN)の不正利用および虚偽の納税申告書を作成した罪で有罪宣告を受けました。裁判所は、その女に18ヵ月の禁固と内国歳入庁(IRS)に対し30万2,000ドルを返還するように命じました。
- ・ 監察総監室(OIG)、内国歳入庁(IRS)、IRSの犯罪捜査部(CID)その他の機関は合同で、ニュージャージー州で、保健サ

ービス・プロバイダー利用者(被害者)の氏名と共通番号/社会保障番号(SSN)を不正に利用したかどで、2人の男を捜査しました。その2人の男は、虚偽の納税申告書を提出し、内国歳入庁(IRS)から約50万7,000ドルの不正な還付を受けるためにその被害者の個人情報悪用しました。2011年に、2人の男は有罪宣告を受けました。裁判所は、2人の男にそれぞれ、60ヵ月および120ヵ月の懲役ならびにIRSに20万7,000ドルおよび30万ドルを返還するように命じました。

私ども監察総監室(OIG)は、これらと同様のケースを追跡し、捜査を行ってきております。また、OIGの担当官は、全国に約45ある共通番号/社会保障番号(SSN)不正利用対策本部(SSN misuse task forces)に参加しております。これらの組織では、なりすまし犯罪に加え、抵当詐欺、破産詐欺ならびに文書および給付詐欺に対応しています。

社会保障庁の死亡者マスターファイル

社会保障庁(SSA)は、共通番号/社会保障番号(SSN)の清廉性を改善し、各人に個人識別情報(PII)の保護を強めるために、抜本的な対策を講じてきております。しかしながら、死亡した個人の共通番号/社会保障番号(SSN)は悪用されやすいものです。死亡者マスターファイル(DMF=Death Master File)の一般公開の是非については、共通番号/社会保障番号(SSN)を悪用した成りすまし問題が深刻なことから世間の関心を呼んでおります。これは、最近のニュース・メディア報道や保護対策立法の検討状況などからも分かると思います。社会保障庁(SSA)は、報告された死亡者の記録を、ナムидент(Numident)~社会保障庁のSSN保有者のマスター・データベースのなかに、保有しております。1978年の情報公開法(FOIA=Freedom of Information Act)関係訴訟~パーホルツ対ロス(Perholtz v. Ross)事件~における同意判決で、社会保障庁(SSA)は、死亡した者のSSN、および死亡日を含む1980年までの死亡者記録データを提供するように求められました。これに伴い、ナムидент(Numident)から抽出するかたちで、死亡者マスターファイル(DMF=Death Ma-

ster File) が作成されたわけです。社会保障庁 (SSA) は、その後、死亡者マスターファイル (DMC) に、故人の名、中間名、出生日、居住した州および郵便番号を挿入し、項目を拡大したわけです。

2011年11月に、社会保障庁 (SSA) は、死亡者マスターファイル (DMF) に変更を加えました。第一に、社会保障庁 (SSA) は、DMFからおおよそ420万件の州関係の記録を削除しました。これは、社会保障法 (Social Security Act) の規定に基づくものです。社会保障庁 (SSA) は、この規定により、いくつかの例外を除き、諸州との協定に基づき受領した死亡記録を開示することを禁止されております。

今日、各死亡者マスターファイル (DMF) 記録には、通例、次の項目が搭載されております。共通番号/社会保障番号 (SSN)、氏名、誕生日および死亡日。したがって、社会保障庁 (SSA) が最近実施した変更にもかかわらず、依然として死亡者マスターファイル (DMF) には、パーホルツ (Perholtz) 事件の同意判決で要求される以上の情報が記録されているわけです。この死亡者マスターファイル (DMF) には、おおよそ8,600万件の記録に加え、毎年約110万件の記録が加わるわけです。

社会保障庁 (SSA) は、死亡者マスターファイル (DMF) を商務省の全米技術情報庁 (NTIS = National Technical Information Service) へ提供しております。NTISは、科学技術情報の交換所のような機関です。NTISは、受領した死亡者マスターファイル (DMF) 情報を、政府機関、金融機関、捜査機関、信用情報機関や医療機関など官民の機関を顧客として、販売しております。これらの顧客は、とりわけ、これらのデータを使って、死亡日の変更確認や不正の防止に役立っているわけです。また、社会保障庁 (SSA) は、現在、諸州の死亡者記録を含め、保管するすべての死亡者情報を、内国歳入庁 (IRS)、メディアケア・メディケイド・サービスセンター (CMS = Centers for Medicare & Medicaid Services) をはじめとした8つの行政機関との協約に基づいて、頒布しております。社会保障庁 (SSA) は、内国歳入庁 (IRS) に対しては毎週、死亡者情報を提供しております。ちなみに、社会保障庁 (SSA) が内国歳入庁 (IRS) に対して毎週提供するファイルには、新生児の氏名や共通番号/社会保障番号 (SSN)、さらにはこれら新生児の親

の氏名や共通番号/社会保障番号 (SSN) が含まれております。

公的死亡者記録の犯罪利用

死亡者マスターファイル (DMF) の利用は一面、重要かつ生産的でもあります。例えば、医療研究者や病院は、研究目的で患者であった人を追跡できます。調査会社は、調査にあたり死亡者を確認するためにDMFのデータを利用できます。年金基金、保険会社、政府機関は、支払をすれば個人が死亡しているかどうかを確認できます。さらに、金融界、連邦や州、地方政府は、金融取引やクレジット申請についてDMFと一致しないことで、本人確認ができたり、成りすまし犯罪を防ぐことができるわけです。しかしながら、現在のかたちでDMF情報を頒布することは、共通番号/社会保障番号 (SSN) の悪用や成りすまし犯罪に広げる機会を与えることになります。

個人が共通番号/社会保障番号 (SSN) を手に入れ成りすまし犯罪をするためにどのようにして死亡者データを利用しているのか、その手口は、次のような監察総監室 (OIG) の捜査ケースから知ることができます。

- ・2010年8月に、私ども監察総監室 (OIG) は、何十年も前に死亡した個人の氏名、共通番号/社会保障番号 (SSN) および誕生日を使った16件の不正な退職者給付請求事件の捜査を開始しました。私どもOIGは、不正な申請に使われた個人識別情報 (PII) は、一般の人が利用できる系譜学のウェブサイトを通じて入手したものであると判断しました。監察総監室 (OIG) その他の法執行機関は、その事件の被疑者を特定し、捜索および逮捕令状を執行しました。しかし、首謀者は、逮捕する前に自ら命を絶しました。2人の共犯者は、双方とも首謀者の親戚でしたが、起訴され、有罪の宣告を受けました。裁判所は、2人にそれぞれ、20ヵ月と25ヵ月の禁固、その後の国外追放の判決を下しました。また、そのうちの1人に、社会保障庁 (SSA) に14万5,000ドルを返還するように命じました。
- ・監察総監室 (OIG) による捜査で、コロラド州の男が、系譜学のウェブサイトから死

亡した個人の氏名と共通番号／社会保障番号（SSN）を入手し、その情報で従業者を雇ったことにしたことを自白しました。その男は、雇用記録を偽造したうえで、入手した氏名や共通番号／社会保障番号（SSN）、偽造した雇用記録を使って不正な納税申告書を作成し、内国歳入庁（IRS）のオンラインを通じてそれを提出しました。その男の自供によると、死亡した本人の共通番号／社会保障番号（SSN）を確認するのに、一般の人が利用できるインターネットで入手したデータと州の死亡データを比較したとのことです。裁判所は、共通番号／社会保障番号（SSN）の不正使用、不正申告および電子詐欺の罪でその男を46ヵ月の懲役刑に処しました。同時に、その男に内国歳入庁（IRS）に28万2,000ドルを返還するように命じました。

ニュース・メディア報道によると、2011年12月に、ある系譜学のウェブサイトは、過去10年以内に死亡した者の社会保障情報を掲載しない旨を宣言したとのことです。このサイトが言うところによると、社会保障死亡インデックス（Social Security Death Index）に有料の壁を設けるとともに、そのインデックスへのアクセスは家族史研究者に限定する方向とのことです。

議会は、死亡者マスターファイル（DMF）へのアクセス問題への解決に取り組むために最近法案を出したことに見られるように、この問題の重大性を認識しております。2011年11月に、社会保障小委員会のジョンソン委員長および数人の委員が、死亡者マスターファイル（DMF）の販売を終わらせることを目的とした「IDの安全を確保するための法律〔案〕（Keeping IDs Safe Act 2011）」を提出しました。この法案は、あらゆる番号保有者の死亡データを保護するのに役立ちます。私ども監察総監室（OIG）は、この法案が、政府や、OIGのような連邦の法執行機関が不正と闘う場合には死亡者マスターファイル（DMF）へのアクセスを認める例外を置くことを支持します。

総括と勧告

監察総監室（OIG）は、死亡者マスターファイル（DMF）の利用を制限することは、究極的

には、議会や社会保障庁（SSA）が立法および政策決定権を有する事項であると認識しております。そうであるとしても、私ども監察総監室（OIG）は久しく、社会保障庁（SSA）は、法律によって、一般の人たちが死亡者マスターファイル（DMF）へのアクセスをできる限り厳しく制限すべきであり、かつ、DMFの清廉性が維持するに必要なあらゆる手立てが講じられるべきである、というという考えを取ってきております。こうしたことのために、私ども監察総監室（OIG）は、いくつかの勧告をしたいと思っております。

2011年に私ども監察総監室（OIG）は、「追跡：死亡者マスターファイルを使って一般の人たちが収集できる個人識別情報（Follow-up: Personally Identifiable Information Made Available to the Public via the Death Master File）と題した報告書を公表しました。この報告書は、2008年6月に私どもOIGが死亡者マスターファイル（DMF）のあり方に関して行った勧告を、社会保障庁（SSA）は見直しをすべきかどうかを点検したものであります。2008年6月の報告書で、私どもOIGは、2004年1月から2007年4月までに行われた社会保障庁（SSA）による死亡者マスターファイル（DMF）に搭載された故人の情報の公開は、2万人を超える生存する個人の個人識別情報（PII）の潜在的な暴露につながる危険な結果を生んだと指摘しました。報告時、ケースによっては、これら生存する個人の個人識別情報（PII）は、genealogy.comやfamilysearch.orgのような先祖探究サイトを通じてインターネットで自由に見ることができる状態に置かれておりました。

2011年3月に、私ども監察総監室（OIG）は、社会保障庁（SSA）が、私どもOIGがした2つの勧告に対し何らの対策も講じていないことを知りました。社会保障庁（SSA）は、官民の諸機関が不正や成りすまし犯罪と闘う場合には死亡者マスターファイル（DMF）に依存しているという理由をあげて、DMFの改訂版の公表を遅らせるなどの措置は講じなかったわけです。社会保障庁（SSA）の言い分では、これらの機関は早急かつ最新の情報で効率化する必要があるとのことでした。また、社会保障庁（SSA）は、死亡者マスターファイル（DMF）に搭載される情報量を制限するなどの措置も講じなかったのみならず、前述のパーホルツ（Perholtz v. Ross）事件判決や新たな情報公開法（FOIA）

訴訟の潜在的な危険性などを盾に、死亡した個人の共通番号／社会保障番号（SSN）全桁の搭載に変わる選択肢などの検討もしなかったのです。加えて、社会保障庁（SSA）は、情報公開法（FOIA）のもとでは、死亡した個人にはプライバシーの権益はないとまで言ったのです。

2008年1月から2010年4月までに実施した私ども監察総監室（OIG）の追跡的な監察業務では、社会保障庁（SSA）は、死亡者マスターファイル（DMF）に少なくとも3万5,000人の生存する番号保有者の個人識別情報（PII）が搭載されていることがわかりました。社会保障庁（SSA）の言い分では、毎月約1,000件の生存する個人の情報が誤って死亡者マスターファイル（DMF）に搭載されているとのことでした。社会保障庁（SSA）は、誤って死亡報告書に搭載されないように注意を喚起しており、誤って搭載したことが分かった場合には速やかに削除しており、過去のデータを誤って利用したケースがあったとの確たる証拠を得ていないと言っております。しかしながら、私ども監察総監室（OIG）は、こうした過失による搭載に重大な関心を払っております。なぜならば、死亡と搭載されることは、給付の停止につながりかねず、対象となった個人に肉体的、精神的な苦痛を与えかねないからです。さらに、私ども監察総監室（OIG）は、最新化された死亡者マスターファイル（DMF）に、生存する個人の共通番号／社会保障番号（SSN）が紛れ込んでいるということは、共通番号／社会保障番号（SSN）の悪用を助長し、ひいてはなりすまし犯罪に有用な情報源になるのではないかと危惧しております。死亡者マスターファイル（DMF）の最新化は、潜在的な犯罪者に対して、生存している個人の個人識別情報（PII）の提供につながる可能性があるわけです。

立法的な対応

私ども監察総監室（OIG）は、公的部門のみならず民間部門でも共通番号／社会保障番号（SSN）の利用、アクセスおよび提示を制限し、かつ、SSNを悪用する者に対する刑罰を強化しようという、議会上下両院の各小委員会での超党派による立法提案を支持しております。つい最近、社会保障小委員会（Subcommittee on Social Security）は、「2009年社会保障番号プライバシー

保護および成りすまし犯罪対策法（Social Security Number Privacy and Identity Theft Prevention Act of 2009）」案を提案しました。この法案は、共通番号／社会保障番号（SSN）の悪用に新たな刑事制裁を科すものです。具体的には、社会保障庁（SSA）の従業者が故意に不正に社会保障カード（Social Security Card）または社会保障番号（SSN=Social Security Number）を発行することに対する刑事罰に加え、テロ、薬物取引犯罪などの事件に対する罰則を強化するものです。

また、この法案は、社会保障法1129条に基づいて課させる罰金（CMPs=civil monetary penalties）の対象となる行為の範囲を広げるものです。現在、共通番号／社会保障番号（SSN）を悪用した者は、各種社会保障給付（Social Security benefits）ないし補足的保障所得（Supplemental Security Income）の受け取りに関する事件を除き、共通番号／社会保障番号（SSN）を悪用した者に対する罰金（CMPs）は課されていません。ところが、この法案では、共通番号／社会保障番号（SSN）を入手するために不正な情報を提示する、不正に取得されたSSNを利用するまたはSSNを偽造するような行為に対して罰金（CMPs）を課することを認めています。

今日の社会における共通番号／社会保障番号（SSN）の利用拡大は、SSNを、犯罪者の必需品にし、ひいては成りすまし犯罪者の道具にしてしまっています。また、SSNの利用拡大によって、個人を社会のなかに埋没させ、場合によっては探知を難しくすることにもつながっています。成りすまし犯罪を防ぎ、国土の安全を確保するには、共通番号／社会保障番号（SSN）の清廉性を維持することが最も大事であると一般に認められています。制裁対象を広げかつ整備することは共通番号／社会保障番号（SSN）の現実の重要性を反映するために適切であると考えられます。

市民の責任

社会保障庁（SSA）のような行政機関は、共通番号／社会保障番号（SSN）その他の情報を保護するためのさまざまな管制措置を設けております。その一方で、個人も自己の情報が不適切な利用に供されないように基本的な防御措置を講じなければなりません。私ども監察総監室（O I

G) は、誰もが、社会保険カードを安全な場所に保管し、私的資料を裁断するように心がけ、さらにはフィッシング・スキームに気をつけるように推奨しております。名の知れた金融機関ないし会社であれば、電話やインターネットを使って共通番号／社会保障番号 (SSN) のような個人情報を求めるようなことはしないからです。

【以下、邦訳を一部省略】

おわりに

【邦訳を一部省略】

監察総監室 (OIG) の捜査官は、共通番号／社会保障番号 (SSN) の悪用および成りすまし犯罪事件を追跡する任務を遂行しております。また、監察総監室 (OIG) の監察官は引き続き、SSN に対する安全装置を講じ、かつ、政府の資金を搾取することを防ぐための勧告をしていきます。最後に、私ども監察総監室 (OIG) は引き続き、この極めて重要な問題に関して、本小委員会および社会保障庁 (SSA) の政策決定に資する情報を提供していく所存であります。本日、皆さま方に意見を発表する機会を与えられましたことに、再度お礼を申し上げます。質問があれば喜んでお答えいたします。

◆ スティーブン・T・ミラー

(Steven T. Miller)

内国歳入庁、業務執行担当副長官

(Deputy Commissioner for Services and Enforcement, Internal Revenue Service)

2012年5月8日

社会保障に関する小委員会 (Subcommittee on Social Security) ポースタニー委員長、監視小委員会 (Subcommittee on Oversight) ジョンソン委員長、レウィズ長老委員、ベッセラ長老委員、それから社会保障に関する小委員会および監視小委員会の委員の皆さま方、私の名前は、スティーブン・T・ミラー (Steven Miller) と申します。内国歳入庁 (IRS) の副長官 (Deputy Commissioner) を務めております。成りすまし犯罪に関する重要な問題について証言をし、この問題で IRS が取っている最新の対策について皆さま方に情報提供できる機会を得ましたことに対し感謝申し上げます。

げます。

ここ数年、内国歳入庁 (IRS) は、一般的な不正な税還付スキームのみならず、成りすまし犯罪が絡む特別な不正還付スキームの急激な増加に遭遇しております。成りすまし犯罪、それに伴い罪もない納税者が被る損害について、私ども IRS は非常に重大に受け止めております。IRS は、不正防止と被害者救済という2つの面からなる包括的な成りすまし犯罪対策を講じております。

成りすまし犯罪には、さまざまな場所で盗まれた他人の身元情報が使われ、いろいろな方法が用いられます。IRS に限ってのことですが、成りすまし犯罪にはいくつかのはっきりした特徴があります。第一に、不正な税還付申告によって政府の資金を搾取しようとすることです。第二に、IRS から税還付を受けることができる納税者の権利行使を遅らせることで、罪もない納税者に被害を与えることです。また、こうした不正申告は、私ども IRS が誤って、罪もない納税者に対し執行行為を開始することにもつながりかねません。さらに、盗用された身元は、申告が必要ではない人のものであることも多いことから、すぐに真の (真正な) 納税者に影響が及ばないことも少なくないことです。この場合、盗用されるのは、申告義務のない人の身元か、さらには死亡した個人の身元です。この種の身元盗用の場合、詐欺に合っただけではありますが、IRS は、詐欺に合った真の納税者を早急に救済する必要性は若干低いといえます。なぜならば、その納税者は申告書を提出していませんし、その納税者に対する他の IRS の処分が行われていないからです。

はじめに非常に単純に指摘しておきたいことは、私ども IRS は、主要な金融機関のいずれもが成りすまし犯罪の防止や撲滅に必死に立ち向かっているのと同様の状況にあるということです。IRS はすべての成りすまし犯罪を撲滅できません。しかし、私ども IRS は、成りすまし犯罪対策プログラムを改善してきましたし、今後も改善して行く所存です。引き続き不正な税還付の支払を防ぐための業務を行い、罪もない納税者が自分の納税情報口座をきれいにし、還付金額をできるだけ早く手にすることができるように、誠実かつ専門家としてこの業務を遂行する所存であります。

小委員会の皆さま方に、私ども IRS が成りすまし犯罪に対し新たな取組みをするねらいで立ち上げた新規の対策プログラムとシステムの詳細を

説明したいと思います。私をはじめにとりわけ強調したいことは、私ども IRS 職員の研修対策の時間を倍にしたことです。これにより、成りすまし犯罪被害者が置かれた状況を職員があらゆる面からよりよく理解できるようにしたことです。成りすまし犯罪者は、成りすまし用の情報源を税制以外から用立てているとしても、しばしば、身元を盗用された旨を最初に被害者に教えるのは IRS であることもあります。

IRS は、不正防止と被害者救済の双方について、よりよい対応をとってきております。防止面では、新たな申告書の処理手続、新たな不正発見用の濾過装置、および成りすまし犯罪者の継続的な捜査などです。一方、被害者救済面では、事件解決業務の迅速化、成りすまし犯罪被害者救済担当職員の研修の強化に加え、納税者に対する税関連の成りすまし犯罪の被害の防止および早期解決のための相談や教育です。

IRS の対応策の改善には、これらのプログラムを実施する人材の補充が必要不可欠です。私ども IRS は、防止と救済実務に専従する人材を増強してきています。予算状況が悪化しておりますが、それでも私ども IRS は、増加する成りすまし犯罪に取り組むための職員を採用し、研修を実施してきております。

私ども IRS が現在すすめている闘いとは、まさに、食い止めることが難しい成りすまし犯罪との闘いを指します。成りすまし犯罪の状況は、成りすまし犯が次々と新たな手段を使い出しますし、犯罪で手にした利得を新たななりすまし犯罪の資金に使うことから、刻々と変化します。私ども IRS は、手続や対策を頻繁に変えております。これによって、私ども IRS は、成りすまし犯罪を減少させ、納税者に自分が成りすまし犯罪の被害者であること認識してもらうためにあらゆる手段を使うことができます。

繊細なバランスがあります。私ども IRS は、手動で、1 億件の還付を検査することはできませんし、それをすることを正当化する理由もありません。これは、実務上はもちろんのこと、議会の望むところでもありません。IRS は、税金を還付することになった場合、とりわけ、税額控除によって全部または一部を還付することになった場合には、2 つの使命を持っていることを認識する必要があります。一つは、還付つき税額控除やその他の税額控除には、貧困の解消あるいは経済の回復のような、重要な政策目標があることで

す。したがって、IRS は、決められた期間内に還付支払をしなければならないことです。もう一つは、その一方で、過誤や不正を最小にするために適切なコントロールをする必要があることです。このことから、私ども IRS は、時間的制限内に支払をすることの必要性和、還付請求は適切か、そして納税者の権利は護られているかを考える必要性和とのバランスをとるように求められます。

まさに、適切なバランスを保つことこそが難しい課題なわけです。IRS の成りすまし犯罪への取組方法は多面的です。IRS は、不正申告、身元悪用者や悪用スキームを防止する対策を常に改良してきています。また、成りすまし犯罪の取扱を改善し、かつ、課税目的で身元が盗用された納税者に対するサービスを改善しています。これらの改善は、予算状況が非常に厳しくなっている中で行われているわけです。2013 会計年度における政府予算要求には、とりわけ成りすまし犯罪を含む不正還付対策に焦点を置いた追加的な執行業務実施のための重要な資金が含まれております。それでは、この辺で、私ども IRS の不正防止業務や、私ども IRS がどのように成りすまし犯罪被害者に対する業務を行っているかあるいは行おうとしているのかに入らせていただきます。

成りすまし犯罪による不正防止

納税申告は、成りすまし犯罪によって、さまざまなかたちで影響を受けます。例をあげますと、成りすまし犯は、虚偽の納税申告書を提出して、不正な還付を受けるために真正な納税者の個人情報盗みます。身元盗用の対象となるのは、死亡した個人か、申告義務のない個人かです。

IRS は、2011 年に総額で 140 億ドルの不正な還付を確認し、その支払をストップさせました。成りすまし関連の還付は、これら不正還付総額の一部です。2008 年から 2012 年 3 月までに、IRS は、身元が盗用されたと思われる納税者が 49 万人以上いたことを確認しております。これらの納税者は、申告義務があり、成りすまし犯により被害を受けたわけです。2011 年に、IRS は、成りすまし犯に誤って送金されるところであった 14 億ドルの還付にストップをかけました。この金額には、納税義務がない者の身元を盗用した不正還付額は含まれておりません。（もっとも、この種の不正還付額は、先にあげた 140 億ドルの不正還付総額には含まれてお

りますが。) IRSは、これら不正還付請求をブロックする対策に何度も改善を加えてきておりません。目標として、私どもIRSは、できるだけ早い段階で潜在的に不正と思われる申告書を選別して取り除き処理できる方法の開発に努めております。

入口での不正還付の捕捉

～高度化した申告書処理

2011年に開始したIRSのプログラムでは、成りすまし犯罪に焦点を絞っております。このプログラムでは、次のような点に改善が加えられました。

- ・申告書が処理され、還付が支払われる前に不正な申告書を探知できるように改善することをねらいに、システムにさまざまな新規の成りすまし犯罪を選抜する濾過装置を設置しました。例をあげますと、新たな濾過装置は、納税者の状況の変化を探知した場合にその申告書に旗が付くようにデザインされ、稼動しております。ただし、多く場合納税者は次の申告までの1年間に積み重ねられた数多くの変更点を有しており、効率的な濾過装置を考案するのは大変難しいことに留意していただきたいのです。これは、年間1,000万人が異動し、4,600万人が転職することからもお分かりいただけると思います。したがって、納税者の状況変化を把握することだけでは成りすまし犯罪を探知することにはつながらないわけです。それでも、2012年4月中旬までで、私どもIRSは、この特別に仕掛けられた不正還付濾過装置を使って、32万5,000件を超える疑問のある申告書の処理、そこで請求された還付額でいえば17億5,000万ドルの支払を停止させることができました。
- ・さらに、今回の申告期に、私どもIRSは、成りすましのみならず、他の不正を含めた業務に対しても不正濾過装置の適用を拡大しております。今回の申告期はすでに、成りすましについては、私どもIRSは、前暦年にも増して不正な申告書をストップさせております。これらすべてのケースを精査するまでは、どれくらいの不正を探知できたかについては詳しい結果をいうことはできませんが、その多くは、成りすまし以外の不正に該当する

のではないかと推測しております。

- ・私どもIRSは、成りすまし犯が提出したと疑われる申告書の取扱に関する新規の手續を執行しました。ある申告書に旗がたつと、申告書の処理を進めるに先立ちその提出者にコンタクトをすることになっております。
- ・私どもIRSは、身元が盗まれたと思われる納税者向けに、こうした納税者が申告書を容易に提出でき、かつ、他人がこれら納税者の身元を悪用できないように、「身元保護個人納税者番号 (IP PIN=Identity Protection Personal Identification Number)」の発行を開始しております。身元保護個人納税者番号 (IP PIN) の利用は拡大してきており、2012年申告期では25万を超える数のIP PINの発行を行っております。
- ・私どもIRSは、初期段階でミスマッチを確認できるように、情報申告書の効率的な利用・選別を検討してきており、また、申告書の処理を進めるに先立ち虚偽の納税申告書を探知する能力をさらに高めて行こうと考えております。
- ・私どもIRSは、増加する死亡納税者の身元を使った不正な納税申告書提出傾向に歯止めをかける仕組みを効率化して行く所存です。第一に、IRSは、以前に成りすまし犯罪者に不正利用された死亡納税者の共通番号/社会保障番号 (SSN=Social Security Number) で管理された納税情報口座にコードを付けて、再び悪用ができないようにします。第二に、最近死亡した納税者の最後の申告書を確認するとともに、納税義務のない死亡納税者の口座にマークをつけることにしました。こうした措置により、今期に提出された申告書のうち、約9万1,000の申告書の処理をストップさせることができました。第三に、私どもIRSは、社会保障庁 (SSA=Social Security Administration) と協働して作業にあたることにより、SSAの情報を利用してより早急な対策を講じられるようになります。死亡者マスターファイル (DMF) に開示実務に変更を加えるための法律の改正の実現に向けても、SSAと協力しております。
- ・私どもIRSは、法執行職員が成りすまし犯罪スキームその他の犯罪行為を捜査する過程で発見する納税者の個人情報リストの取扱手續を整備します。このリストは、システムに

ある納税者の納税情報口座に旗を立てるときや納税者の個人情報悪用した成りすまし犯人が提出した申告書を封鎖する際に極めて重要なデータとなるものです。私どもIRSの刑事捜査部(CI=Criminal Investigation division)は犯罪スキーム間の関連性を確かめる場合に、このデータを利用してあります。また、刑事捜査部(CI)は、このデータを使って、被害者の納税情報口座の清浄・調整や被害者の保護活動に各部署で情報が十分に分担されているかどうかを確認してあります。私どもIRSは、疑問のある申告書にストップをかけるために、IRSが作成した刑務所収容者名簿をより効率化したかたちでの利用をすすめてあります。今回の申告期に、IRSは、19万件の疑問のある申告書の処理にストップをかけました。還付をストップさせた金額は、10億ドルを超えます。昨年同期と比べますと、ほぼ2倍の額に上っています。私どもIRSは、昨年議会通过した合衆国・韓国自由貿易協定実施法(United States-Korea Free Trade Agreement Implementation Act)に基づいて追加的な支援を受けることになりました。同法は、IRSに、刑務所収容者に関する最新情報を提供するものです。私どもIRSは、同法によって認められた新たな権限を使ってなりすまし対策をすすめる最良の方法を刑務所職員と協議していく所存です。残念なことに、この新規の権限付与については手放しでは喜べない点があります。IRSが収監者の申告書情報を共有できる権限は、2011年末までで日切れとされていることです。2013会計年度予算法案は、連邦や州の刑務所に収監されている個人で、不正申告をしているあるいは不正申告の手助けをしている者を発見するために、収監者の申告書情報をIRSが開示してもらえる権限に関する規定を延長するとみてあります。

- 私どもIRSは、成りすまし犯罪防止に向けて、ソフトウェア開発者、銀行その他業界の良きパートナーになれるように、協力を密にしていこう所存であります。

成りすまし犯罪の防止～刑事捜査部の業務

IRSが税金関連の成りすまし犯罪と闘うもう一つの主要な部署は、捜査業務を担当する私ども

IRSの刑事捜査部(CI=Criminal Investigation division)です。刑事捜査部(CI)は、税金関連の成りすましをはじめとして不正申告その他金融上の不正を捜査、探知してあります。刑事捜査部(CI)は、IRSの他の部署と協力して、成りすましによる不正な税還付を見つけ出し早急に対応してあります。また、成りすましに合った被害者の納税情報口座をマークし、重ねて問題が起きないように対応してあります。刑事捜査部(CI)は、成りすまし関連を含む不正還付事案について、司法省(Department of Justice)に起訴するように告発することができます。

【以下、邦訳を一部省略】

刑事捜査部(CI)による成りすまし関連の捜査は、過去2年の会計年度においては、急激に増加傾向にあります。こうした傾向は2012会計年度でも続いてあります。2011会計年度では、276件の捜査が実施されました。ちなみに、2010年度では224件、2009年度では187件でした。2011会計年度に、刑事捜査部(CI)は218件の起訴のための告発をしました。この点、2010年度では147件、2009年度では91件でした。成りすまし関連事件で起訴されたのは、2011年で総計165件、80人が平均で44ヵ月の懲役の判決を受けています。この点について、2010年度で、94件の起訴、45人が平均で41ヵ月の懲役の判決を受けています。2012年度ではすでに刑事捜査部(CI)は336件の捜査を開始しており、224件の起訴のための告発をしてあります。16人が平均で45ヵ月の懲役の判決を受けてあります。刑事捜査部(CI)が捜査に費やした時間は、2011会計年度では22万5,000時間でしたが、2012年度は費消する時間はすでに2倍のペースです。

IRSは、2012年1月23日から始まる1週間で共同の一斉成りすまし犯罪調査を実施しました。これは、大きな成果を収めました。司法省の租税訟務部(Tax Division)、各地区の連邦検察官事務所(local U.S. Attorneys' offices)が協力して、23の州で105人をターゲットにして全米規模で実施しました。何千もの身元の窃盗容疑で、捜索令状を取り、逮捕、起訴を含む全国的な対応により、情報関連成りすましについて、939の罪状で69人を起訴しました。

加えて、同じ週に、IRSの監察官や調査官が全国9つの地域にある金融サービス企業に臨場

し、法令遵守状況を検査しました。延べでおおよそ150回の臨場で、これら企業の小切手現金化手続が不正還付や成りすまし犯罪を手助けすることにつながっていないかどうかを検査しました。

【以下、邦訳を一部省略】

2011年12月以降、IRSが摘発した幾例かの成りすまし犯罪事件とそれらに下された判決を紹介いたします。

- ・アラバマに住む女は、共同で虚偽申告、電子詐欺および悪質な身元盗用により合衆国に詐欺を働いた罪で61ヵ月の懲役と不当利得49万4424ドルの返還を命じる判決を受けました。この女は、自宅に、民間会社、医院や刑務所をはじめとした多様な情報源から不正に収集した1万を超える身元確認手段（氏名と共通番号／社会保障番号《SSN》）を保管していました。
- ・デラウェアに住む女は、共謀で電子メール不正を行った罪で有罪宣告を受け、120ヵ月の懲役と不当利得150万ドルの返還を命じる判決を受けました。この女は、他人と共謀して、刑務所収容者の共通番号／社会保障番号（SSN）や氏名などの身元確認情報を使って不正納税申告書を電子や文書で提出することによって税還付を受けました。これらの申告書では、還付税額はその女や共謀者が管理する複数の銀行口座に電子振替または書簡で送付するように内国歳入庁（IRS）に求めておりました。
- ・アラバマに住む女は、共謀で虚偽申告、電子詐欺および悪質な身元盗用により詐欺を働いた罪で、75ヵ月の懲役と、不当利得72万67ドルの返還と没収金59万3,949ドルの判決を受けました。この女は、納税申告書作成業者の従業員と共謀して不正な納税申告書を作成し提出しました。この女は、この虚偽申告書の課税標準の算定にあたり、身元情報を購入し、無関係の者を被扶養者に仕立てて、所得控除、勤労所得税額控除、扶養子女養育税額控除その他の控除を請求しておりました。
- ・同じく、アラバマに住む女は、納税申告書作成業を営んでおり、盗用した身元で不正な納税申告書を提出し税還付を受けるスキームを組んで事業を展開しておりました。これらの納税申告書で請求した還付金は、その女が管理する銀行口座やデビットカード口座に振り込まれるように仕組まれておりました。
- ・アリゾナに住む男は、虚偽申告、電子詐欺および悪質な身元盗用により詐欺を働いた罪で有罪宣告を受け、60ヵ月の懲役、3年の執行猶予、不当利得約38万7,000ドルの返還の判決を受けました。この男は、障害者の身元を盗用し、100万ドルを超える不正な税還付を請求しておりました。
- ・テネシー州に住む女は、184ヵ月の懲役、3年の執行猶予、不当利得約11万ドルの返還の判決を受けました。この女と共犯者は、社会保障省（SSA）の死亡者マスターファイル（DMF）とインターネット上の地下ウェブサイトから、生存する者や死亡者の氏名、共通番号／社会保障番号（SSN）その他の身元確認情報を手に入れました。かれらは、これらの身元確認情報を使って虚偽の賃金・源泉税額支払調書（W-2）を準備し、税還付を受ける目的で複数の納税申告書を作成し、還付税は自分らが管理する銀行口座に振り込むように指定し、IRSに提出しておりました。
- ・アラバマに住む女は、共謀で虚偽申告、電子詐欺および悪質な身元盗用により詐欺を働いた罪で、94ヵ月の懲役と、不当利得27万6,000ドルの返還の判決を受けました。この女は、前に勤めていた雇用主のデータベースから複数の学生ローン借主の氏名と共通番号／社会保障番号（SSN）を入手し、共謀して、盗んだ身元確認情報を使って不正な納税申告書を提出しました。さらに、その女は、不正に提出された申告書を使って、銀行から予定還付額担保ローン（refund anticipation loans）を受け、不法に貸付金を手にしておりました。
- ・フロリダに住む女は、租税詐欺および電子メール詐欺を働いた罪で、108ヵ月の懲役と不当利得67万3,000ドルの返還の判決を受けました。この女は、共通番号／社会保障番号（SSN）をはじめとした複数の人の身元確認情報を手に入れ、これらを悪用し、十数通の不正な所得税納税申告書を作成し、電子申告をしていました。悪用した身元各人情報のなかには、死亡者のものもありました。

成りすまし犯罪で被害を受けた納税者の救済

IRSの成りすまし犯罪対策の柱は、その防止とともに、個人情報盗用されたあるいは個人情報が納税申告手続において申告書作成業者に悪用された納税者を救済することに置かれております。成りすまし犯罪被害者のデータは、私どもIRSが探知し、加害者が被害者の情報を利用することにストップをかけた時点で申告処理手続の外ではすでに被害を受けているわけですから、事情は複雑です。

私どもIRSは、後に触れますように、罪のない納税者の納税情報口座の清浄・再生をはじめとして、さまざまな救済を行っております。IRSは、犯罪の増加に追いついて行くのが容易ではない状況にありますが、被害納税者の救済強化に向けて、既存の業務を合理化するとともに、新たな人材を投入する決断をいたしました。つまり、IRSは、予算がつかどうか厳しい状況にあるなか、追加的な人材を投入し、職員の研修をし、身元保護個人納税者番号（IP PIN）プログラムを開発し、相談業務を拡大しております。

成りすまし犯罪事件に対応するIRS業務の改善

すでに述べましたように、2008年以来IRSは成りすまし犯罪被害者の数が49万人を超えていることを重く受け止めております。私どもIRSは、重要なことは、成りすまし犯罪については、できるだけ早く、効率的に解決することであると認識しております。なぜならば、被害者は自分の還付税額をできるだけ早く受け取りたいでしょうし、IRSは被害者に対して不利になるような執行行為を取りたくないと考えているからです。

私どもIRSは、事件をできるだけ早急に解決し、罪のない納税者の混乱を最小にするために企画された新規の手続を開始しました。例をあげますと、IRSのどの部局においても、それぞれ業務においては成りすまし事件により高い優先順位で対処することにしました。すでに触れているところですが、還付が停止された場合には、早急に、この新規の手続を適用し、そこへ職員を配置することになっております。私どもIRSは、昨年と今年、職員を増員し、申告期後もこれらの職員を成りすまし犯罪事件に専従される計画です。今会計年度の終わりまでに、成りすまし犯罪専従職員の数は、2,500人近くになるものと思われれます。

【以下、邦訳を一部省略】

身元保護個人納税者番号（IP PIN）の発行

私どもIRSは、成りすまし犯罪被害者のIRSにある汚された納税情報口座の清浄・再生のための支援を行っております。加えて、その後に被害者が提出した申告書の処理に遅れが生じないように、被害納税者に対し積極的な支援業務を行っております。2011年に、IRSは、被害納税者を対象に、身元保護個人納税者番号（IP PIN = Identity Protection Personal Identification Number）の発行するパイロット（試行）プログラムを開始しました。身元保護個人納税者番号（IP PIN）は、特定の納税者が、その申告書の真正な申告者であることを証明するためのユニークな本人識別子です。この試行で、IRSは、5万人を超える成りすまし犯罪被害を受けた納税者に対して身元保護個人納税者番号（IP PIN）を発行しました。

このパイロット（試行）プログラムは、身元保護個人納税者番号（IP PIN）の発行により数多くの納税者の還付税額の受け取りの遅れを劇的になくする非常に優れた対応であることを私どもに教えてくれております。私どもIRSは、新たな申告期に向けてもこのプログラムを拡大し、過去に成りすまし被害に会った約25万の納税者に対して、納税者身元保護個人納税者番号（IP PIN）を発行しております。

職員研修

IRSは、世界的に見ても、最も大きな電話センターの一つを運営しております。私どもIRSとコンタクトを望むあらゆる納税者に対して精度の高い質のよいサービスを提供しております。このことは、私どもIRSは常に、成りすまし問題でIRSに電話をしてきた納税者は電話の対応者に対して重大な要請をしているとの認識を持って対応するように心がけていることから、分かってもらえるものと思います。したがって、納税者は、IRSから、質の高い丁寧なサービス、応対を受ける権利があると考えております。

こうしたことも織り込んで、昨年、私どもIRSは、職員が成りすまし犯罪被害納税者に対して

思いやりを持って的確な対応ができるように、それまでIRS職員に実施してきた研修内容の包括的なレビューを行いました。

【以下、邦訳を一部省略】

納税者向けの相談と教育

IRSは継続的に、納税者、申告書作成業者その他の利害関係者を対象に、租税関連成りすまし犯罪の防止に必要な情報を提供する相談会を開催しております。また、成りすまし犯罪が起きた場合には、早急かつ効率的な問題解決に努めております。最近の活動例をあげますと、次の通りです。

- ・昨年、各地で開催された租税フォーラムで、税務専門職を対象により整備された成りすまし対策研修を実施しました。こうした年次の会合は、全国の主要な都市で持たれており、おおざっぱに見積もって、1万6,000人以上の専門職が参加しました。さらに、IRSの小規模企業／自営業者部（Small Business／Self-Employed division）が、身元保護個人納税者番号（IPPIN）プログラム、このプログラムの拡大、このプログラム実施に伴い改正された手続（procedures）、様式（forms）および通知（notices）などについて、専門職と会合を持ちました。
- ・私どもIRSは、IRSのホームページ（HP）で提供する成りすまし犯罪情報を継続的に最新化してきております。IRSのHPでは、不正スキーム、フィッシング・サイト、防止策など成りすまし犯罪に関する新たな傾向なども掲示しております。

【以下、邦訳を一部省略】

◆ ニーナ・E・オルソン

(Nina E. Olson)

内国歳入庁、全国納税者権利擁護官
(National Taxpayer Advocate, Internal Revenue Service)

2012年5月8日

はじめに

ボースタニー委員長、ジョンソン委員長、レイウズ長老委員、ベッセラ長老委員、これから社会

保障に関する小委員会および監視小委員会の著名な委員の皆さま方、本日、私に税金が関連した成りすまし犯罪問題について証言する機会を与えて下さり、お礼申し上げます。私は、成りすまし犯罪が納税者や税務行政に及ぼす影響について詳しく文書で報告しましたし、今年の春、他の2つの議会の公聴会において、成りすまし犯罪についてお話をしました。内国歳入庁（IRS= Internal Revenue Service）は、近年、この問題ではかなりの対応をしておりますが、私は、内国歳入庁（IRS）は今以上の対応ができると信じております。成りすまし犯罪は、IRSが独自ですべて解決できる問題ではありません。しかし、私は、IRSの対策に関し重大な関心を持っております。

私は、2004年に、IRSの成りすまし犯罪対策について関心を持ちました。その後、2005年の議会への年次報告書で、成りすましは最も重大な犯罪であると書きました。IRSは以前から、成りすまし犯罪は専従班を置いて対処すべきであるとの認識を示しております。私ども納税者権利擁護官サービス（TAS=Taxpayer Advocate Service）は、成りすまし犯罪事件に対して終始不偏な立場で対処してきております。納税者権利擁護官サービス（TAS）の職員の多くは、ここ数年で、この問題の専門家になっております。誇れることだと思いますが、内国歳入庁（IRS）は、成りすまし犯罪の被害者救済に関する私ども納税者権利擁護官サービス（TAS）の勧告の多くを受け入れてきました。また、TASで働いていた者の多くが、IRSのプライバシー・政府間調整・情報開示局（OPLD= Office of Privacy, Governmental Liaison and Disclosure）その他の成りすまし犯罪対策サービスの拡大あるいは調整を担当する部局へ異動して行きました。

私は、IRSが、私ども納税者権利擁護官サービス（TAS）の関与なしに、自前で成りすまし犯罪被害者救済対策手続を整備していることについて関心を持っております。納税者権利擁護官サービス（TAS）は、内国歳入庁（IRS）内の組織であっても、「納税者の声（voice of taxpayer）」であるという重要な視点を持って仕事をしております。にもかかわらず、私どもTASは、IRSがこの問題に対処するための新たなさまざまな手続を整備する初期の各段階で、それらの評価をする十分な機会を与えられていないのであります。

一例をあげますと、IRSは最近、成りすまし犯

罪被害者を救済するための専従班方式 (specialized unit approach) を採用することを決定しました。この方式について、私の理解するところを述べますと、もっぱら成りすまし犯罪事件に対応する職員からなる専従班を創設することは、IRSの各部門の業務に影響を与えます。専従職員は成りすまし犯罪が関係した納税者の納税情報口座の清浄・再生まで対応ができるように訓練されるでしょう。これら専従職者は納税者の口座を自分らで清浄・再生することになるでしょう。しかし、本来、こうした業務は、口座管理 (Account Management) サービス部門へ送りそこが担当することになっているわけであり、納税者権利擁護官サービス (TAS) は従来から、私どもTASが定めた基準を充たした成りすまし犯罪事件を受理し、処理にあたっています。TASの職員は、IRSのさまざまな部門と協働して業務を遂行してきております。

私は、一般論としては、この専従班方式のコンセプトを支持しております。しかし、問題は、「細部に隠れている落とし穴 (the devil is in the details)」であります。私は、IRSのさまざまな業務部門で整備された手続を評価する機会を私の職員に与えたいわけです。私どもTASは、次の2つの目標を持って評価を実施しております。つまり、(1) 成りすまし犯罪の被害者の権利が十分に保護されるようにすること、および(2) 私どもTASが成りすまし犯罪事件の解決に向けて被害者救済をする際にIRS各部門に要請を行うこととなりますが、この場合に各部門と適切なコンタクトができるように、納税者権利擁護官サービス (TAS) がIRS内部の手続を最新化できるようにすることです。私どもTASは、ある新規の手続が評価対象となるか聞かれたときには、その部門の職務権限の範囲を超えてつくられた業務に関する手続については、私どもTASはコメントする立場にはないと返答しております。この点については、私どもTASは、IRSのプライバシー・政府間調整・情報開示局 (OPLD= Office of Privacy, Governmental Liaison and Disclosure) 長との間で問題になったときに、評価プロセスにOPLDの参加を認めたのが唯一のケースです。丁度先週くらいだったと思いますが、TASの職員は、IRSの成りすまし犯罪専従班が整備した手続にアクセスすることが許可されました。これほど遅い時期になってから許可されても、TASはもちろんのこと、IRS自体も、私どもの

勧告を十分に検討する時間はなかったと思うわけです。こうしているうちにも、私どもTASが受理する成りすまし犯罪事件に関する苦情件数は記録的な伸びを見せています。私どもの事件処理担当官は、成りすまし犯罪に係る業務支援要請書 (OAPs=Operations Assistance Requests) 【TASは苦情申立てを受けた案件が、法律が認めた自らの権限外にある場合に、その案件をIRSの他の所管する部署へ送致する場合に発行する文書】をどこへ送ったらよいのか迷っているわけです。実際に、私が報告を受けたところでは、IRSの複数の部署が不適切に、私どもTASが送致した業務支援要請書 (OAPs) の受け取りを拒否しているとのこと。こうした混乱のなか、被害を受けるのは納税者なわけです。これは、どういわけしても被害納税者に受け容れられるわけはありません。

IRSの証拠記録からは、成りすまし犯罪被害者の救済のみならず、納税申告作成業者の不正による被害者に救済でも良い兆候が見えない

現在、私は、内国歳入庁 (IRS=Internal Revenue Service) による成りすまし犯罪の被害納税者の緊急の救済手続を整備する資質の有無について関心を持っております。というのは、IRSは、納税申告書作成業者 (TRP=tax return preparer) の不正に関する問題をどのように取り扱おうとしているのか不透明だからです。IRSは、手続の整備に多くの時間を割いているのですが、被害者の痛みを緩和する程度のことによって一所懸命になっているように見えるのです。

もっとはっきり言えば、私ども納税者権利擁護官サービス (TAS) は、きわめて多くの納税申告書作成業者 (TRP) による不正還付事件への苦情を受理しています。これら納税申告書作成業者 (TRP) は、クライアントである納税者の申告書の作成にあたり、納税者本人の不知を悪用する、あるいは本人の同意を得ることなしに、所得、所得控除、税額控除、あるいは源泉所得税の額を加減して記載し、納税者が予定した還付税額と改変した還付税額との差額を自分のポケットに入れているのです。IRSは、最終的には、その納税者の申告書は不正確であるとし、その納税者から超過還付額を回収するねらいで、更正処分ないしは滞納処分その他の強制徴収手続を開始する

結果となっています。同じ納税申告書作成業者 (TRP) が作成した複数の申告書が問題になったひどいケースがあります。このケースでは、IRSとの折衝で、問題となったそれらの申告書は、納税者が署名をしたものではないことがはっきりしておりました。それにもかかわらず、その地区の私どもの納税者権利擁護官 (LTA=Local Taxpayer Advocate) は、IRSの口座管理 (AM=Accounts Management) 部署に、それら納税者の納税情報口座に記されている偽造された所得額や所得控除額を訂正・清浄することに同意をもらうことができませんでした。

これらのケースでは、2010年12月に、地区納税者権利擁護官 (LTA) が、IRSの口座管理 (AM) 部署に宛てて納税者救済命令 (TAOs=Taxpayer Assistance Orders) を発遣しました。しかし、IRSの口座管理 (AM) 部署は従うことを拒否しました。そこで、私は、2011年6月に、長官所管の賃金・投資 (Wage & Investment) 部署宛てに納税者救済命令 (TAO) を発遣しました。しかし、何の応答もありませんでした。そこで、さらに、私は、2011年6月に、業務執行担当副長官 (Deputy Commissioner for Services and Enforcement) 宛てに納税者救済命令 (TAO) を発遣しました。ここで、ようやく私どもTASとIRSは、被害納税者の納税情報口座を訂正することで合意しました。しかし、最終的にIRSが被害納税者の口座を修正・清浄したのは2012年3月末にいたってのことでした。

【以下、邦訳を一部省略】

本日の証言において、私は、成りすまし犯罪に関し次の点を強調したいと思います。

1. 成りすまし犯罪事件対策においては、内国歳入庁 (IRS) と納税者救済命令 (TAO) とは引き続き、先例にとらわれず、適用していくものとする。

2. 社会保障庁 (SSA=Social Security Administration) は、死亡者マスターファイル (DMF=Death Master File) へのアクセスを制限していくべきである。

3. 納税者のプライバシー保護に対する新たな例外を設けることはリスクを伴う。したがって、注意深くすすめるべきである。

4. 成りすまし犯罪事件の管理においてセンタースティック的な役割を担うIRSの身元保護専従班は、引き続き必要である。

5. 納税者保護班 (Taxpayer Protection Unit) は、そのサービスを向上させるためにも、とりわけ職員の増員が必要である。

6. IRSは、成りすまし犯罪標識の目的や影響を明確にすべきである。

7. 成りすまし犯罪の影響評価をする場合には、広い視野が必要である。

【以下、邦訳を省略】

◆ デービット・F・ブラック

(David F. Black)

社会保障庁、法務担当

(General Counsel, Social Security Administration)

2012年5月8日

【証言邦訳を省略】

最新のプライバシーニューズ

米連邦議会に「メディケア成りすまし犯罪防止法案」提出

成りすまし犯罪対策で、メディケア（公的高齢者医療）事務でも共通番号／社会保障番号（SSN）から分野別限定番号への転換を模索

CNNニューズ編集局

CNNニューズ73号では、アメリカ連邦議会下院歳入委員会が、2012年8月1日に開催した「メディケア（高齢者医療）カードから共通番号（SSN）を削除するこ

とに関する公聴会 (Joint Hearing on Removing Social Security Numbers from Beneficiaries' Medicare Cards) の証言内容を抄訳〔仮訳〕し、紹介した。http://waysandmeans.house.gov/calendar/events-

ingle.aspx?EventID=304665

アメリカでは、「メディケア (Medicare)」という名の高齢者向けの公的医療保険制度を維持している。メディケア (高齢者医療) カードには、健康保険請求番号 (HICN=Health Insurance Claim Number) が記載されている。HICNには「共通番号/社会保障番 (SSN)」が転用されている。このHICN/SSNが成りすまし犯罪のツールと化している。多くの高齢者が多発する成りすまし犯罪に巻き込まれ、深刻な社会問題となっている。

連邦議会調査局 (Congressional Research Service) の報告によると、2011年に共通番号/社会保障番 (SSN) を悪用した成りすまし犯罪にあったとの被害申告は、1, 100万件を超える。史上最悪の事態である。

こうしたHICN/SSNを悪用した成りすまし犯罪への対処は急務である。連邦議会は、メディケア・カードから、共通番号/社会保障番 (SSN) を削除し、限定番号の採用、転換への検討を重ねてきている。

● メディケア成りすまし犯罪防止法案の経緯

2011年末に、連邦議会下院には、メディケア・カードから共通番号/社会保障番 (SSN) を削除するための法案「2011年メディケア成りすまし犯罪規制法 (Medicare Identity Theft Prevention Act of 2011/2012)」〔下院法案1509号〕が、サミュエル・ジョンソン (Rep. Sam Johnson) 下院議員〔テキサス州選出・共和党所属〕から提出された。この法案は、SSNの利用を止め、新たな分野別のメディケア目的に利用を限定した番号を導入することを骨子とする提案であった。しかし、このメディケア・カードから共通番号を削除する法案は成立しなかった。

CNNニュース73号で紹介した2012年8月1日の公聴会は、再度、この2011年法案と同じ内容の法案制定をねらいに開催されたものである。

● 2013年法案の概要

その後、今年 (2013年) 2月15日に、サミュエル (サム) ・ジョンソン下院議員 (下院歳

入委員会社会保障小委員会委員長) は、他の5人の共同提案者とともに、下院歳入委員会に、「2013年メディケア成りすまし犯罪防止法案 (Medicare Identity Theft Prevention Act of 2013)」〔下院法案781号 (H.R. 781)〕を提出した。この法案は、成りすまし犯罪対策のために、メディケア・カードから共通番号/社会保障番 (SSN) を削除することを目的としたものである。

具体的には、メディケアを所管する保健社会福祉省 (HHS=Health and Human Service) 長官に対して、高齢な個人に発行されるメディケア・カードへの共通番号/社会保障番 (SSN) 表記、さらにはカードにSSNを内蔵することを禁止することを命じるものである。

提案者筆頭のジョンソン下院議員は、法案の提出にあたり、次のように述べた。「社会保障庁 (SSA) は、高齢者に対して、共通番号/社会保障番 (SSN) が表記されたSSNカードはできるだけ持ち歩くことを控えるようにと注意を促しています。その一

方で、SSNの記載されたメディケア・カードは持ち歩けというわけです。支離滅裂です」。「最近、国防総省 (DOD) は、共通番号/社会保障番 (SSN) の利用を止め、軍人や軍属向けに発行されているカードからSSNを削除し、DOD独自の個別番号を採用しました。DODがSSNの利用を止めて軍人や軍属を成りすまし犯罪者の手から護ったと同様に、私ども議員は私どもの先輩高齢者を護るために同様のことをするべき時です。」「ベビーブーマーの引退の波が続く今が、まさに、こうした対応する好機です。」「私どもの先輩高齢者は、SSNの表記を止めるというこの常識的な消費者保護措置を心から望んでおり、また、こうした措置は必然のものといえます」。

(See, Sam Johnson bill aims to protect seniors from SSN fraud: Advocates common-sense consumer protection/ Washington, Feb. 19, 2013)

<http://samjohnson.house.gov/news/documentsingle.aspx?DocumentID=320422>

掲載を省略します

サミュエル・ジョンソン
下院議員

ビッグデータと個人情報保護の課題

対論

石村 耕治 (PIJ 代表)
辻村 祥造 (PIJ 副代表)

私たちは、携帯電話、スマホなどの携帯端末、パソコン（PC）を操作する際に、メールサービスやネットワーク上のさまざまなサービスを利用している。ミニブログであるツイッターの利用も日常化している。また、鉄道会社などが発行する乗車ICカードやGPS（全地球測位システム）なども便利だということで、何気なく使っている。

しかし、こうしたネットワークを使った多様な利用履歴や投稿データなど膨大な量の情報（ビッグデータ）が蓄積されていることは余り知られていない。実は、こうしたビッグデータは、本人（データ主体）に知らされないところで、ヤフーやグーグルなどのクラウドコンピューティング・サービス提供会社に蓄積されている。乗車ICカードを使った乗降履歴も同様である。

これらのビッグデータは、本人（情報主体）

の知らないところで、自由に売買でき、再利用できるとしたら、どうだろうか。自己情報コントロール権は風前のともし火と化すはずだ。現在、この点の情報主体の権利は明確ではない。

一方、政府は、こうしたビッグデータのビジネス利用を推進するという規制改革会議の方針を受けて、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に「パーソナルデータに関する検討会」を立ち上げた。

つい最近、JR東日本が、乗車ICカード「スイカ（Suica）」を通じて収集した乗車履歴などを外部提供し、利用者の反発を招いた。このケースを発端に、浮き彫りになったことは、「ビッグデータは誰のものか」ということである。石村耕治PIJ代表と辻村祥造副代表に問題点について議論していただいた。

(CNNニューズ編集局)

■ 「クラウド」って何か？

(辻村) データを、自分のパソコン（PC）や携帯電話やスマホなどではなく、インターネット上に保存する「クラウド」サービス利用が一般化してきています。「クラウド」という言葉は、「クラウドコンピューティング・サービス」の略語といわれています。ただ、いわゆる「多義的な概念」言葉で、さまざまなかたちで定義されていますね。

(石村) そうですね。ただ、一般には、これまで手許のPCで利用／保存していたようなソフトウェアやデータなどを、インターネットなどのネットワークを通じたサービスのかたちで必要に応じて利用する方式を指すようです。

(辻村) IT業界では、ネットワークの構図を描く際に、久しくネットワークの対岸を「雲」（cloud／クラウド）のマークで表してきたことから、このように呼ばれているようですね。

(石村) そう言われていますね。ヤフーやグーグルに代表される世界的なクラウドコンピューティング・サービスの提供者は巨大な規模のデータセンターなどに多数のサーバーを用意し、遠隔からネットを通じてソフトウェアやデータ保管領域を利用できるようなシステムを構築しています。

(辻村) 私たちは、これまで深く考えずにこうしたシステムを利用しているわけですね。

(石村) 仰せのとおりです。例えば、ヤフーのメールサービスを利用するとします。この場合、私たちサービスの利用者はユーザー登録を済ませるとすぐにソフトウェアなどを利用することができ、作成したデータの保存・管理などもサーバー上で済ませることができます。

(辻村) それに、利用者は、ソフトウェアの購入やインストール、更新、作成したファイルのバックアップ作業などからも解放されます。また、必要に応じて自由にソフトを利用することができますね。

■ 無償のクラウド・サービスは、本当に「タダ」なのか？

(石村) クラウドコンピューティング・サービス（「クラウド・サービス」）は、一般に、利用期間や利用実績などに応じた料金を支払うかたちになっているといえます。

(辻村) しかし、タダで利用できる場合も少なくありませんね。むしろ、個人向けは無償のものが多くなってきているのではないかと思います。

(石村) しかし、この場合、私たち利用者は、ヤフーやグーグルのようなサービス提供者に対して「自分の個人情報、を「対価」として支払っている」という認識が必要です。

(辻村) まさに、その辺の「認識」の欠如が、問われているわけですね。

■ 問われたJR東日本によるスイカ履歴の販売

(辻村) JR東日本は、4,300万枚を超えるICカード「スイカ（SuICA）」を発行しています。この大量のICカードを通じて収集した乗車履歴など（首都圏のJRや私鉄の約1,800駅でのスイカ乗降日時や運賃データ）を市場調査用データとして日立製作所へ販売し、問題となりました。販売価格は、10駅分で年間500万円。記名式のスイカでは、名前と連絡先は削除、性別の生年月日は販売対象とのことでした。

(石村) 現行の個人情報保護法は、利用者の個人情報第三者に提供する場合には、本人の同意を求めています。しかしJR東日本は、氏名や住所などが匿名化され、個人が特定されることはないから問題はない、「個人情報にあたらぬ」としています。

(辻村) JR東日本は、この販売事実を事前に公表していなかったようですね。このため苦情が殺到したようです。あわてて提供拒否の申し出を受け付けることにしたようで、各種報道によれば、7月26日から1週間で9,400件の拒否の申し出があったようです。

(石村) そう報道されていますね。このケースを発端に、浮き彫りになったのは、「ビッグデータは誰のものか」ということですね。

(辻村) JR東日本と日立製作所は、利用情報を分析して、各駅の利用状況を性別、年代、利用時間などを使って分析し、各駅の集客力や潜在的なマーケット、ビジネス・チャンスなどを描き出

し、商品化する戦略を練っているようです。

(石村) クラウド・サービスと同様に、ICカードの利用履歴にかかるビッグデータの外部提供をどうコントロールするかが問われています。

(辻村) ICカードの購入時に、利用者本人に提供拒否（opt out）を選択できる機能を、カードの自動販売機に装備するのも一案ですね。

■ ビッグデータは誰のものか？

(石村) 話を戻しますが、今日、クラウド・サービスは、個人向けのものに加え、大量のデータの保管、顧客管理業務などを行う企業向けのサービスもあります。これらクラウド・サービスの広がりとともに、数多くのクラウドに、大量の個人データ（ビッグデータ）が蓄積される結果を招いているわけです。

(辻村) 確かに、クラウド・サービスで提供されるのは、個人の利用するオフィスソフトやメールソフトなどから、企業の業務システムやデータベースまでさまざまですね。

(石村) それから、大企業などが自社ネットワーク上で社員などが利用するためのクラウドコンピューティングシステムを構築する場合があります。これは「プライベートクラウド」と呼ばれたりします。一方、インターネットから誰でも利用できるようなサービスは「パブリッククラウド」と呼ばれたりします。

(辻村) いずれにしても、これらクラウド・サービス提供業者のデータベースに蓄積されたビッグデータは、ふつうの市民の感覚からすれば、自分（データ主体）の所有物と思いがちです。しかし、現実には、サービス利用約款（契約）などが、自分の個人情報の外部提供を拒否できないかたちとなっているわけですね。

(石村) そうですね。外部提供にノーを言えば契約が成立しない、いわゆる「付合契約」のかたちとなっているわけです。

(辻村) 今日、「子どもができたならアパートを立ち退く」とした賃貸借契約にサインしたとしても、民法の公序良俗に反するという事で無効とされますが・・・。

(石村) ですから、その辺は、プライバシー法上の権利として、自分のデータの販売、再提供など外部提供を拒否する権利をどのように制度的に保障してするための立法措置を講じていくべきかが問われているわけです。

(辻村) つまり、業者が作成したサービス利用規約に盛り込まれた「外部提供にノーと言えば契約が成立しない」といった条項を法的に機能しない措置を個人情報保護法などに盛り込む必要があるということですね。自己情報のコントロール権のカテゴリーに位置付けできそうですね

(石村) 仰せのとおりです。

■ 政府のスタンス

(辻村) 政府は、ビッグデータのビジネス利用を推進するという規制改革会議の方針を受けて、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に「パーソナルデータに関する検討会」を立ち上げましたが・・・

(石村) まず、ビッグデータのビジネス利用を推進するという規制改革会議の方針自体が問われています。「データ主体の自己情報のコントロール権を保障する」というスタンスが基礎とならなければなりません。

(辻村) 仰せのとおりだと思います。「ビジネス利用を推進する」というスタンス自体が問われていますね。IT業界のいいなりでは困りますから。

■ 共通番号の民間利用、秘密保全法で「ビッグブラザー」

(石村) 国民総背番号である共通番号が国会を通過し、将来的には官民の幅広い利用が想定されています。ビッグデータが共通番号で紐付けされ、分散集約のかたちで実質的に一元管理されることも想定されます。まさに「ビッグブラザー（超監視国家）」の誕生が現実のものになります。

(辻村) 国家が共通番号というマスターキーで紐付けされたビッグデータ（民間に頒布された巨大な個人情報）を公有化するデータ監視国家構想を止める政治勢力は余りにも弱すぎる現状ですから。

(石村) 原発と同じで、情報技術（IT）は進化するけれども、「倫理」や「法規制は後手、後手」で、将来の世代に責任を持たない状態ですね。

(辻村) 仰せのとおりです。ちなみに、現代の「無法」な監視国家状況に一石を投じたのが、アメリカの情報機関（CIA）の元職員が、CIAによる個人情報の収集を告発した事件ですね。

(石村) この元職員がCIAによる違法な情報収集を暴露して訴追されました。結局ロシアへ亡命

しましたが、ただ、わが国でも「秘密保全法」が現実のものになるとすれば、どうでしょうか？

(辻村) 「国防」や「テロ対策」などを理由とした政府機関によるビッグデータの違法な収集活動や活用実態などを内部告発したり、報道したりすれば同法に基づく処罰の対象となることになる可能性が高まりますね。

(石村) 秘密保全法は、国家機密を第三者に口外した人を処罰する法律ですから、見方を換えると、国家犯罪を内部告発することは非常に困難になりますね。

(辻村) こんな法律ができれば、マスコミも委縮してしまいますからね。

(石村) その一方で、政府機関はビッグデータのなかから、共通番号をマスターキーに使い、特定人物のデータ収集、分析、利用することが容易になりますから。

(辻村) 共通番号法や秘密保全法（案）は、まさに電子監視収容所列島化のツールといえますね。

(石村) しかし、大半の能天気な国民や政治家は、「情報の檻」に収容されることに無頓着です。役人が操縦かんを握り、御用学者や政府系を操って、勝手にやっているような常況です。

■ アメリカでは民間に蓄積された多様な個人情報から各人の共通番号が浮き彫りになる

(辻村) アメリカでは、氏名、生年月日とかいくつかの基本情報でネット検索をかけると、共通番号である個人の社会保障番号（SSN=Social Security Number）を特定できるようになってきていますね。

(石村) そうですね。原因は、野放図な共通番号（SSN）の民間利用をゆるしてきたことにあります。ネットワーク上に共通番号がばらまかれてしまっているためです。

(辻村) わが国の政府は、3年後の共通番号の利用見直し、民間利用の拡大を予定しています。一生涯同じ番号を多目的利用する共通番号制の導入自体が、時代遅れなのに、どういう感覚なんでしょうかね？

(石村) 共通番号つきでビッグデータがネットワークにばら撒かれる、あるいは民間のデータベースに分散管理される結果、マスターキーである各人の共通番号を使えば、官民に幅広く存在する個人情報を芋づる式に釣り上げられる監視システム

をつくらうということでしょうけど。

(辻村) 世界は、共通番号から複数の限定番号／個別番号を紐付けして使う時代です。負けることが分かっているにもかかわらず旧陸軍と同じですね。

(石村) 戦略も、グローバルな目も持てない「集団ノイローゼ」体質がまだ健在ということかもしれません。ある国会議員が言うておりましたが、「制度をつくるのは比較的容易だが、そうした制度づくりを止めるのは至難の業」だと……。政府が「ビッグデータの民間活用促進」を言い出したら、余程の被害などが出ない限り、止めるのは容易ではないわけです。

■ 利用ルールのあり方

(辻村) 確かにそうかも知れません。しかし、「ビッグデータの利用はまかりならぬ」のスローガンだけでは国民は救われません。政府はビッグデータの民間利用を促進すると言っているのですから、何らかの対応を示す必要がありますね。

(石村) 現実的な対応というかたちで臨む必要があるとのことですね。

(辻村) そうです。何らかのかたちで本人（情報主体）が関われる仕組みを構築する必要があると思います。この点、海外では、どのような対応を行っているのでしょうか？

■ EUやアメリカでの対応策をみる

(石村) EUの情報保護指令（EU Data Protection Directive）17条1項は、契約に際し企業などへ個人情報を提供した個人に対して、その企業がそのデータを保管することへの許諾を取り消す権利や、拡散を停止させる権利を保障しています。

(辻村) アメリカでは、どうでしょうか？

(石村) アメリカでも、学界を中心に、こうしたEUで展開されている「忘れてもらう権利（right to be forgotten）」の概念を導入しようとする動きが積極化しています。加えて、アメリカでは、「Do Not Track（DNT）」（行動履歴の追跡拒否）をWebサイトユーザーに制度として保障しようとする動きを強めています。

(辻村) そもそもネット上での「行動履歴の追行拒否（DNT）」とはどのようなものを指しているのでしょうか？

(石村) 行動履歴の追跡拒否とは、権利というよりも、米国連邦取引委員会（FTC＝Federal Trade Commission）が2010年に勧告した、プライバシー保護に関する枠組みで、Web上でのトラッキング（行動履歴の追跡）を拒否する仕組みのことです。いわば「Opt Out」の仕組みです。

(辻村) 追跡されたくない人は、それをはじめに申し出ることができる仕組みですね。先ほどのJR東日本のICカード「スイカ」のケースでは、利用者が自己の乗降情報の再提供の拒否（Opt Out）を選択できる機能を、カードの自動販売機に装備する方法ですね。

(石村) 仰せのとおりです。ちなみに、アメリカでは、主要なWebサイトはネットサーファーマーの行動を追跡（トラッキング）し、その情報を他社（例えば広告主）に販売ないし提供していません。しかし、サイトによっては、自分が閲覧行動を追跡することを希望しない旨をWebサイトに通知するトラッキング拒否（Do Not Track／DNT）機能を備えています。

(辻村) DNTは、主にWebブラウザの機能の一部として追加されるのですね。

(石村) そうです。DNTを有効にしておけば、アドネットワークやWebサイトの管理者などがユーザーのWeb上での行動を追跡することを阻止できることになります。

(辻村) わが国でも、各Webサイトに、こうした仕組み（DNT）の標準装備を法的に義務付ける必要がありますね。

(石村) それから、JR東日本のスイカのケースでは、氏名や住所などが匿名化され、個人が特定されることはないから問題はない、大丈夫だとしているわけです。しかし、氏名は分からないが、居場所や移動経路は把握できます。

(辻村) 共通番号の民間利用をゆるしたりすると、もっと大変なことになりますね。

(石村) 逆に、ポータルサイトに自分の共通番号を入れれば、自分のIC乗車カード・番号から、居場所や移動経路などを証明できる。冤罪などを問われた場合には無実を証明するのに役立つという論理も成り立ちそうですから、精緻な議論が必要だと思います。

(辻村) まあ、ポータルサイト／マイポータルなど、実現に至るのは20年先ですか？いずれにしろ、「ビッグデータ」を構成する個人情報の収集、ストック、再利用について、その手続や実態が不透

明で、ブラックボックス化しているといえます。

■ 第三者機関設置の功罪

(辻村) まず、ルールづくりが先だと思いますが。こうした問題に機動的に対処する意味で、第三者機関の設置を求める声もありますか？

(石村) 今般の共通番号法でも、「特定個人情報保護委員会」の設置が免罪符として説かれ、実現しました。しかし、共通番号が付いた特定個人情報の「公益目的利用」の適否についての対象とされました。こうした第三者機関は「税金の無駄遣い」ではないかという指摘もあるわけです。「組織を運営するコストが高い割には実効性が薄い」という意見もあります。

(辻村) 例えば、アメリカでは、「小さな政府」の視点から、`官民規制、の仕組みよりも`民民規制、あるいは`民官規制、の仕組みが好まれていますね。

(石村) アメリカは、弁護士120万人という社会ですから……。政府機関の設置・活用よりも弁護士の活用を訴える。

(辻村) その裏には、第三者委員会をつくり、税金を喰う新たな役人ポストをつくりや事務局員を雇うよりも、弁護士の有効活用の方がコストは低いという読みがあるわけですね。

(石村) そうです。私も、弁護士を活用しなければならない人の直接助成金を支給するかたちが、むしろ望ましいと思います。

(辻村) 機関への税金投入よりも、司法（裁判所）などへ訴えを起こす人に対する「利用者補助」、「利用者への税金の投入」の方はベターだということですね。

(石村) 仰せのとおりです。いわば「維持コストのかかるムダな公共インフラの増殖は避ける」ことが大事です。面白いと思うのは、日弁連なども、何かというと第三者機関の設置を言い出すんですね……。むしろ、自分たち弁護士の活用を訴えるべきだと思うんですが……。かなり「役所依存症」あるいは「官製経済」のなかで生きている人たちが多いのかなあ～と思います。

(辻村) ただ、ふつうの市民は、「司法（裁判所）はお高いところ、原則タダで駆け込み救済を求めることができ、かつ、その道のプロが揃っている第三者委員会に調べてもらおう道がお気楽」と考えるのではないのでしょうか？

(石村) 確かに、そういうことかも知れません。

(辻村) ただ、警察が共通番号を使って特定番号情報を公益目的を振りかざして濫りに収集、利用しても、第三者委員会は、そのことにはアンタッチャブル……という仕組みをデザインする行政府のお役人やそれを決める御用審議会や、それにゴム印を押すように通過させてしまう立法府の議員の資質は問われて当然だと思います。

(石村) 辻村副代表と、カナダの連邦プライバシー・コミッショナー事務局や連邦インフォメーション・コミッショナー事務局を訪ねたことがあると思いますが……。

(辻村) 事務局はトロントにありましたよね。

(石村) トロントかロンドンか忘れましたが。当時のコミッショナーが言っていたではないですか。独立した組織（議会オンブズマン）ではあるけれども、逆に議会がしばしば人事その他で茶々を入れてくる……って。

(辻村) トップのコミッショナーは政治任用ですから……。いずれにしろ、ヨーロッパの伝統を受け継いでいるカナダ、それにオーストラリアなどは、いわゆる「第三者機関」設置に積極的です。一方、アメリカは、一般に「税金の無駄遣い機関」はつくらないという姿勢ですね。

(石村) いずれにせよ、問題は`かたち、よりも`中身、です。「エンpty・シェル（空の貝殻）」をつくるのは止めなければなりません。

■ 今後の課題

(辻村) 最後に、ビッグデータをめぐる今後の課題について、お話いただければと思いますが。

(石村) JR東日本の「スイカ」ケースは、「ビッグデータ」について私たちに考える機会を与えてくれたと思います。企業は、「ビッグデータ」を積極活用してビジネスに生かしたいと考えています。しかし、自分のデータを利用される側（データ主体）からすれば、匿名とはいっても、自分にとって具体的なメリットははっきりせず納得できないわけです。しかも、匿名化しているといっても、さまざまデータをリンケージすれば、自分が特定される可能性もあるわけです。やはり、まず、`行動履歴の追行拒否（DNT）`をする選択権を法的に確立することを急ぐべきではないかと思います。

加えて、ネット空間に誹謗中傷や侮辱した情報を掲載された場合には、現在、プロバイダー責任制限法に基づいてテレコムサービス協会の送信防

止措置依頼書、いわゆる「削除依頼書」をネット接続事業者（プロバイダー）などに送る手順をとることになっています。発信者に対する照会を通じて削除できることもあります。ただ、プロバイダーが外国事業者である場合などには、削除要請をすること自体が難しいのが実情です。やはり、プライバシーに関する基本法かなんか

で、EUで展開されている「忘れてもらう権利（right to be forgotten）」を明確に保障する必要があると思います。

（辻村）私も同感です。行動履歴の追行拒否（DNT）権や「忘れてもらう権利（right to be forgotten）」を保障することは、「ビッグデータ」やネット空間の拡散した個人情報の削除などの問題の解決にとり、新たな一歩となると思います。

最新のプライバシーニュース

米連邦議会に「死者の共通番号悪用成りすまし犯罪防止法案」提出

成りすまし犯罪対策で、死亡者マスターファイル（DMF）
搭載の共通番号／社会保障番号（SSN）悪用防止の動き

CNNニュース編集部

CNNニュース本（75）号では、アメリカ連邦議会下院歳入委員会合同小委員会（2012年5月8日）公聴会「成りすまし犯罪と不正申告」の証言を抄訳〔仮訳〕し、紹介した。身元盗用、不正な納税申告などに使われるソースの一つは、社会保障庁（SSA=Social Security Administration）が編集している「死亡者名簿（death records）」である。死亡者名簿は、本来、各種給付を管理する目的で利用される。1980年以来、社会保障庁（SSA）は、一般の人たちがこの名簿を購入できるようにした。この名簿には、死亡した人の共通番号である社会保障番号（SSN=Social Security Number）、氏名、出生日および死亡日ならびに郵便番号が搭載されている。社会保障庁（SSA）の監察を職責とする社会保障庁監察総監（Inspector General, SSA）によると、この名簿には、一般には「死亡者マスターファイル（DMF=Death Master File）」と呼ばれているが、1936年以降、毎年新たに死亡する1,300万を含む、8,500万人を超える死亡者の共通番号／社会保障番号（SSN）などの個人情報が搭載されている。

死亡者マスターファイル（DMF）は、各種給付の管理やその不正防止を手掛けている多くの機関にとり利用価値があるものである。行政機関はもちろんのこと、金融機関、生命保険会社、信用情報機関、データ収集業者、医学研究者や家系図作成者などに購入されている。購入者は、入手したデータを開示することも自由である。このことは、同時に、犯罪者も、不正な納税申告をする目的で、死亡者の共通番号／社会保障番号（SSN）、さらには死亡

した扶養子女の共通番号／社会保障番号（SSN）などの情報を流用することができることになる。

死亡した扶養子女を抱える親が正しい申告をしたのにもかかわらずIRSにその申告が正しくない事実を指摘されたときになってはじめて、当該納税者やIRSが、誰かがその扶養子女の共通番号／社会保障番号（SSN）を盗用している事実を知ることになるのである。

この公聴会の開催にあたり、サミュエル・ジョンソン（Rep. Sam Johnson）小委員会委員長〔テキサス州選出・共和党所属〕は、次のようにあいさつをした。

「愛する亡き人の身元が盗用されていることを案じるのが、悲しみに暮れる残された家族の努めになることなど断じてあってはなりません。このことが、まさしく私が、同僚の議員とともに、亡くなった人々の共通番号／社会保障番号（SSN）その他の個人情報を保護することをねらいに、議会に「下院法案3475号：2011年IDの安全を確保するための法案（H.R. 3475: Keeping IDs Safe Act 2011）」を提出した理由であります。同僚からの超党派的支持、さらには政権からの支持を得て、私どもは、冷酷な成りすまし犯罪にストップをかけ、アメリカの納税者を護るためのステップを踏んでいく所存であります。」

2011年IDの安全を確保するための法案は成立には至らなかった。

◎ 死亡者マスターファイル（DMF）搭載共通番号の悪用防止法案

今年（2013年）7月18日に、下院歳入委員

会社会保障小委員会サミュエル・ジョンソン (Rep. Sam Johnson) 委員長〔テキサス州選出・共和党所属〕は、ゼイビア・ベセッラ (Ranking member Xavier Becerra) 長老議員〔カリフォルニア州選出・民主党所属〕と共同で、「2013年アレックス・アジン成りすまし犯罪防止法案 (Alexis Agin Identity Theft Protection Act of 2013) 〔下院法案2720号 (H.R. 2720) 〕を提出した。

この法案は、死亡した4歳の子で身元が盗用されたアレックス・アジンちゃんの名前を冠にしたものである。DMFを悪用した成りすまし犯罪を防止することをねらいに、社会保障庁 (SSA) に対して、共通番号/社会保障番号 (SSN) を含む死亡者マスターファイル (DMF) に記載された身元情報の公開に制限を加えるものである。

◎ アレックス・アジンちゃん成りすまし事件

アレックス・アジンちゃんは脳腫瘍により4歳で亡くなり、全米の涙を誘った。その後、アレックスちゃんの父親は、納税申告をした際に、何者かがすでにアレックスちゃんの共通番号/社会保障番号 (SSN) を悪用して扶養控除をし、税還付を受けていたことを初めて知り、ショックを受けたのである。驚いたことに、この話が広がると、アジン家には、十数人を超える癌で死んだ子供を持つ親たちが同じ経験をしたとの電話があったのである。

この背景には、「死亡者マスターファイル (DMF)」の存在がある。アレックス・アジンちゃん事件は、成りすまし犯罪者が、いとも簡単にDMFから死亡した子どもの共通番号/社会保障番号 (SSN) など個人情報を入手することができる実態をさらけ出す象徴的な出来事であったといえる。

◎ 法案の概要

社会保障庁 (SSA) は、1978年の連邦情報

公開法関連判決により、死亡者マスターファイル (DMF) を一般に公開するように求められた。この判決を受けて、社会保障庁 (SSA) は、2013年3月までに、DMFに搭載するかたちで、1936年以降に死亡した8,700万人の個人情報を公表してきたわけである。

近年、アメリカ人は一般に、共通番号/社会保障番号 (SSN) の扱いには非常に神経質になってきている。成りすまし犯罪者の被害に合わないようガードを固めている。その一方で、社会保障庁 (SSA) は、野放図に死者のSSNを垂流し続けているわけである。

この「乖離」を埋めるために、ジョンソン議員やベセッラ議員は、法案にアレックス・アジンちゃんの名前をつけ、立法措置を講ずべく立ち上がったわけである。

この法案では、2014年1月から、社会保障庁 (SSA) は、死後3年を経過しない限り死亡者情報を公開の対象としてはならないものとしている。また、これまで、DMFを活用してきた諸機関は、引き続きその利用は認められるものの、厳格なデータ保護措置を講じることを義務づけられる。さらに、2019年1月1日以後、社会保障庁 (SSA) にDMFの一般公開の禁止を求めるものである。

この法案の共同提案者であるゼイビア・ベセッラ議員は、次のように述べた。「アメリカの人々のために、この問題の解決に向けて、私ども議員が超党派的なアプローチを取れることは喜ばしいことです。私たちはアジン家での悲劇的な体験から学び、成りすまし犯罪の被害を少なくするためにこの党派的、常識的な法対策を早急に成立させたいと願っております。」

<http://samjohnson.house.gov/news/documentsingle.aspx?DocumentID=343067>

編集及び発行人	プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ) 東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021 Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 中村克己 <i>Published by</i> Privacy International Japan (PIJ) IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan President Koji ISHIMURA Tel/Fax +81-3-3985-4590 http://www.pij-web.net 2013.10.1 発行 CNNニュースNo.75
---------	--

入会のご案内

季刊・CNNニュースは、PIJの会員 (年間費1万円) の方にだけお送りしています。入会はPIJの口座にお振込み下さい。

郵便振込口座番号

00140-4-169829

ピー・アイ・ジェー (PIJ)

NetWorkのつぶやき

・血税のバラマキが止まらない。でいて、財政再建を口にする。「庶民増税」「富裕層増税」、近く共通番号監視も。マスコミは、増税一辺倒のアベノリスクを語らず。今こそ「減税日本」の出番なのだが、流れつくれず。 (N)